

(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和6年1月

関西電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び方法	2
(2) 開催場所、開催日時及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年11月22日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙によるお知らせ

令和5年11月22日（水）付けで、次の日刊新聞紙に「お知らせ」を掲載した。

[別紙1参照]

- ・北海道新聞小樽後志版（朝刊：15面）

② 自治体広報誌によるお知らせ

上記の公告に加え、次の広報誌等に「お知らせ」を掲載した。[別紙2参照]

- ・広報ふるびら（令和5年12月号 No.577）
- ・広報よいち（令和5年12月号 No.872）
- ・広報仁木（令和5年12月号 829号）

③ インターネットによるお知らせ

令和5年11月22日（水）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3参照（縦覧中画面）]

- ・北海道庁ホームページ
- ・古平町ホームページ
- ・余市町ホームページ
- ・仁木町ホームページ
- ・関西電力株式会社ホームページ

④ ダイレクトメールの送付

自治体広報誌の発行時期が縦覧開始日から7日以上遅れる自治体（余市町、仁木町）については、公告日である令和5年11月22日（水）から12月1日（金）の間に、町内全戸にダイレクトメールを送付した。[別紙4参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課（北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目）
- ・古平町役場 産業課商工観光係（北海道古平郡古平町大字浜町50番地）
- ・余市町役場 総合政策部商工観光課（北海道余市郡余市町朝日町26番地）
- ・仁木町役場 住民環境課（北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1）

② インターネットの利用

関西電力株式会社ホームページ

(4) 縦覧期間

令和5年11月22日（水）から令和5年12月22日（金）までとした。縦覧時間は、土曜日、日曜日および祝日を除く、各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。さらに一般の方が理解しやすいよう図書の内容をまとめた「あらまし」を作成し、ダウンロードや印刷が可能なものとして公開した。（縦覧期間終了後においても継続公開中）[別紙5参照]

(5) 縦覧者数

縦覧者の総数 13名（地方公共団体庁舎）

<内訳>

- | | |
|-----------------------|----|
| ・北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課 | 0名 |
| ・古平町役場 産業課商工観光係 | 0名 |
| ・余市町役場 総合政策部商工観光課 | 9名 |
| ・仁木町役場 住民環境課 | 4名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催場所、開催日時及び来場者数

①古平町複合施設かなえーる（地域交流センター 大ホール）

（北海道古平郡古平町大字浜町50番地）

- ・開催日時：令和5年12月16日（土）午後5時から午後7時頃まで
- ・来場者数：11名

②余市町中央公民館（大講堂）（北海道余市郡余市町大川町4丁目143番地）

- ・開催日時：令和5年12月17日（日）午後1時から午後4時30分頃まで
- ・来場者数：100名

③仁木町民センター（多目的文化ホール）（北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1）

- ・開催日時：令和5年12月16日（土）午前10時から午後1時頃まで
- ・来場者数：122名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

（1）意見書の提出期間

令和5年11月22日（水）から令和6年1月12日（金）までとした。

（縦覧期間及びその後3週間（年末年始を考慮）とし、郵送受付は当日消印まで有効とした。）

（2）意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会で設置した意見書箱への投函による提出 [別紙6参照]
- ② 関西電力株式会社への郵送による提出
- ③ 関西電力株式会社ホームページ上ウェブフォームによる提出

（3）意見書の提出状況

意見書の提出の総数は75通であった。（同一人物による同一日付の同一内容の意見書2通含む）

<内訳>

- ・北海道内：73通（古平町0通、余市町46通、仁木町25通、その他地域2通）
- ・北海道外：1通
- ・不明：1通

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

第2-1表(1) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>風力発電が持続可能ではない。 自然をこわして、やるような事業ではない。 住民のことを第1に（ここにいる全ての生き物のことを第1に）考えたら、とても不自然なエネルギーであることはまちがいない 巨大すぎるもの、人の手におえないものは作らないでほしい</p>	<p><再生可能エネルギー導入の目的について> 本事業については、発電時にCO₂を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々に本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p> <p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
2	<p>①余市町内で蜂蜜を採取する養蜂の仕事に携わっています。この度のウィンドファーム事業の実施区域内(湯内川中流部)に巣箱を置いて採蜜作業をしています。ミツバチは非常に繊細な生物で、様々な障害物の影響を受けやすく扱う我々も環境に配慮しながらの作業となります。鳥類のバードストライクはよく話題として取り上げられ、調査もされています。しかしミツバチについては、調査の対象となっていないのが現状です。ミツバチは蜜源を求めて広範囲(最長10km※佐々木正己著「養蜂の科学」57P参照)に飛んで主に樹木の花の蜜を集めます。蜂蜜採取を生業とし、美味しい蜂蜜を消費者に届ける事を使命として働く立場として、その生産量に影響が及ぶとしたら事業者としてどのような対応をしていただけるのでしょうか。補償の対象となりうるのでしょうか？ 小さなミツバチは風・音・光に敏感に反応します。物を言えない生き物にも配慮が必要です。 ※巣箱は地主さんの許可を得て置いております。</p> <p>②眺望景観の評価が主として明るい時間帯に見える景色に主眼を置いているように感じます。夜間ハブ高さ84~114mの位置で照明が点滅すると思われませんが、余市の自然の中にとっても異和感があります。町民・住民として、静かで穏やかな暮しを望む中で不快感をとまないと。対応策はあるのでしょうか。</p>	<p>① <動物・植物・生態系について> ミツバチを含む動物、植物、生態系については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。 風力発電所の設置による養蜂への影響については、現時点で科学的根拠のある情報は得られておらず、引き続き、知見の収集に努めます。</p> <p>② <航空障害灯について> 風力発電機の航空障害灯については、航空法により設置が義務付けられています。設置にあたっては、事前に関係機関と相談・調整のうえ、適切な航空障害灯を選定するとともに、設置する灯火は必要最低限とし、環境配慮に努めます。</p>

第 2-1 表 (2) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>銀山の人々はきょう天どう地 寝耳に水、にえ湯をいきなり飲まされた的なショックを受けています。 土地、家おく、先祖代々の墓寺神 4 戸施設 2～ふぞくする事所多数大方が農業（不動産大）我が家は駅のすぐそばですが線路から家側の森林は、7～8mを越してミドリの回廊になっています。その区域にも熊がいるとの事です。 銀山の人々は殆ど知らなかったのです。 私は社会福祉司、及び主事の資格と保母の資格を持っていて長年その施設で中すうにいたものです。 怒り身頭の為漢字がとんでしまいます。 私は子々孫々の為にこの素晴らしい村を守りたい一心です。心中をさっして下さい。 基的人種、刑法、民法、日本国憲法は、たやすく変えられないでしょう大きな犯罪よう素あり</p>	<p><方法書の公告について> 方法書提出に係る公告については、北海道新聞への掲載及び各関係地方公共団体の広報紙に掲載するとともに、余市町、仁木町においては全戸へ案内文を郵送しています。方法書の縦覧・公表については、関係地方公共団体の窓口への設置並びに弊社ホームページにて公表することで、広く地域のみなさまへの周知に努めました。 <環境影響全般について> 環境影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、地域のみなさまにご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p>
4	<p>仁木町銀山地区エリアの事業中止を要望いたします 事由： 計画予定地の周辺は稲作を中心とした農村地帯であり、山からの水が流れ込む沢水や余市川の流水を灌漑用水として活用しています。近年の異常気象に伴うゲリラ豪雨災害は、長沢地域では大きな被害はないものの非常に危惧しているところです。（地域の灌漑設備の老朽化も顕著で随時補修はしているものの令和 5 年 11 月尾根内用水路の法面崩落など今後の維持管理が非常に心配される地区です。余市川土地改良区より）今計画の事業に当たり、建設にかかわる道路の造成や敷地造成は必要最小限とは思いますが行われることとでしょう。排水は確保されると思いますが、山林に吸収されない泥交じりの水流が余市川等へ流れることと思えます。その水が田畑へ使用することで少なからず徐々に影響を受けると思われ良質な米を栽培してきた地域として非常に心配しています。主に生計を支えているのは米であり思うような栽培が出来ない場合、さらに離農が進むものと考えます。（計画用地の山林の裾野沿いに老朽化している灌漑用水が多くある） また、良質な米栽培で定評のある蘭越町で起きた掘削に伴い水蒸気が数日間噴き出した事故は米の販売に大きな風評被害をもたらし、現在も販路に大きな影響を与えていると聞きます。深い掘削はされないのかもしれませんが予期しないことが起こる可能性はあると思えます。 今回の事業に当たっては災害リスクを非常に高め、この地域に住むものにとり大きな脅威となると考えます。住民の数は少なく高齢化は顕著ですが、美味しいお米を安心、安全に栽培する為、現状を大切にしたい今回の事業中止を強く要望いたします。 尚、今工事实施について令和 4 年 12 月 17 日開催の長沢町内会総会において協議され全会一致で「中止すべき」と確認されています。</p>	<p><事業計画について> 配慮書提出以降、各種検討に基づき対象事業実施区域を見直した結果、本方法書では古平・余市エリア（北部）に事業エリアを絞り込んでおり、銀山地区を含む仁木エリアについては対象としていません。</p>

第 2-1 表 (3) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>方法書をチラッと見たのですが、まず設置場所を選ぶのに、一番目の条件が山ってというのが。。。木を伐採する気満々ですよ。木を切った以上に二酸化炭素削減効果があるからって理由に挙げてますが、仮にそうだとした場合、それに伴う複合的に起こりうる災害も、一つ一つ個別に数字上げて答えるだけじゃ無意味じゃないかな？一つ一つ答えをつぶしても、実際にはびっくりするぐらい色々な要素が複雑に絡んで事故が起きるので、むやみに山の木は切らない方がいいですよ。特に、地元（北海道）でなく、離れたところの業者（関西）が、本当に親身に物事を考えてくれるのか眉唾物です。あと、本当に聞きたかったのは、風車を建てるとしたらのいろいろな試算をしていると思いますが、自己資金は何割で、補助金みたいなのは何割なのか。仮に、この補助金が国民の税金からのもので、計画より発電量が少なかった場合、その割合に応じて補助金を返金しなければならないという条件付きでも、堂々と風車を建てられるだけの好立地なのか？こちら辺ってそんなに風ありましたか？風の強さだったら、札幌の方が強いですよ。</p>	<p><事業計画（地点選定）について> 対象事業実施区域の選定については、環境面での制約条件と風況・輸送・送電といった条件と環境面の条件を踏まえて選定しています。 本事業エリアについては、自然公園等の範囲外であることや、その他の環境面での制約条件を考慮した上で、風況が良いことが期待される点、風車輸送が可能と考えられる点、既存の送電線への接続が可能で見込みという点等から、候補地としています。 <環境影響全般について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については、必要最小限とするとともに、環境影響評価法をはじめとした各種法令に基づき関係機関との協議や調査等を行った上で、各種基準や規定に基づいた安全な設備設計を実施します。 <事業計画（資金計画）について> 本事業では、事業会社を地元で設立・登記し、地元の会社として発電所を運営する予定です。資金計画については、事業計画作成前の段階であり詳細は未定ですが、建設資金に行政からの補助金等は見込んでいません。</p>
6	<p>まず、なぜ古平・仁木・余市が選定されたのか、その経緯を知りたい。 安易に古平に既に建ってるから、その周辺も含めても大丈夫でないかと考えた？ 人口の少ない田舎住民だから、周辺にだけそっと伝えて、粛々と進めていけば、気づかれないうちに設置できると考えた？ いろいろあって仁木は外したけど、ということは、そもそも選定資料や判断に誤りがあり、それを基準に選定した古平・余市への判断も誤りなのでは？</p>	<p><事業計画について> 本事業エリアについては、自然公園等の範囲外であることや、その他の環境面での制約条件を考慮した上で、風況が良いことが期待される点、風車輸送が可能と考えられる点、既存の送電線への接続が可能で見込みという点等から、候補地としています。 なお配慮書における事業実施想定区域の考え方としても、上記記載同様に風況、地形、土地利用の状況、既設道路の整備状況等に加え、法令等の規制や環境保全上留意が必要な施設等の状況を考慮し、比較的広域な範囲から事業実施想定区域を絞り込む過程を経て設定しており、この区域は配慮書時点で風力発電機を配置する可能性のある地点及び改変の可能性のある地点の全てを包含するよう設定しました。 このような検討の進め方は、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成 25 年、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）において、「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができるとされており、その考え方にに基づきます。 方法書では、配慮書で設定した事業実施想定区域を基に、自然度の高い植生エリアおよび鳥獣保護区、特別保護地区等を対象事業実施区域から除外し、事業エリアの絞り込みを行いました。今後、環境影響評価手続を通じ、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響を回避、低減できるよう事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表 (4) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>16 日の仁木町での説明会に参加してきました。直接町民と話す大変なので避けたいのはわかりますが、本当に大変お粗末な説明会でした。質問書にあらかじめ記入し、それをもとに回答する方式でしたが、都合の悪い質問は軽くスルーし、そんな解釈？と思う頓珍漢な回答も！</p> <p>説明会での『CO₂排出の抑制「待ったなし」』の話を聞いていた時に考えたこと。</p> <p>↓</p> <p>電力増やす前に、そもそも普通の暮らしの中での、節電・CO₂排出削減が先じゃないの？</p> <p>↓</p> <p>自分の生活のこと考える。実家は果樹栽培だから、トラクターや自動車とか使うけど、エアコンとかないし、畑に木も多いし、CO₂排出そうでもないと思うよ。</p> <p>↓</p> <p>この辺りみんなそんな感じ。CO₂排出多くないんじゃない？</p> <p>じゃあ、どこが多いの？とても節電してるように思えない都会だよな。</p> <p>↓</p> <p>なんで、CO₂排出多くない優良な地域の木をわざわざ切って、環境悪化させてまで無理強いされて風車建てなきゃならないの？</p> <p>こっちは慎ましく生活してるのに、酷い押しつけだよな！！</p> <p>↓</p> <p>説明聞いてたら、その押しつけの矛盾を感じて、ただただ怒りしか覚えませんでした！！！！</p> <p>押しつけの風車建設反対！！！！！！！！！！</p>	<p><住民説明について></p> <p>方法書に係る住民説明会については、一人でも多くの参加者から幅広いご意見をいただくこと、また限られた時間の中で、質問内容の重複を避け、より多くのご質問に回答することを目的として、記入方式により実施しました。また、説明会終了後も、回答に疑義がある方や追加でご質問がある方については、会場で時間の許す限り参加者からのご質問を受け付け、回答しました。</p> <p><再生可能エネルギー導入の目的について></p> <p>本事業については、発電電力量を増やす目的ではなく、温室効果ガスの低減を図るため、既存の電源を置き換えることを目的としています。そのために発電時にCO₂を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々对本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p> <p><温室効果ガスの削減について></p> <p>本事業は山林への風力発電機の設置となり、必要最小限の樹木の伐採が発生します。しかしながら、既存の発電電力量を風力発電機による発電電力量に置き換えることによるCO₂削減効果は、樹木の伐採によるCO₂吸収量の減少を大きく上回るため、風力発電事業は気候変動の抑止に寄与するものと考えています。</p>
8	<p>地球温暖化による環境・気象の激変化によって、工事による盛土の崩壊や残土の流出によって河川の汚れ等につながる恐れが有る事、又、農業、漁業の1次産業と観光で成り立っている余市町にとって、森林の伐採による、河川への影響によって河・海での魚への影響が考えられる事、自然の山に人工物が有る事での眺望がそこなわれる事での観光への影響が考えられる事等有ります。</p> <p>又、熊の生息域に立ち入ることによって、住み分けが出来ていた現状が高速道路工事等で最近熊が人里に出没して来る様になっていたのにさらに拍車をかけて、農業被害や人的被害が出る恐れが有ると思われまます。よって「余市町風力発電事業」の撤回・中止を望みます。</p>	<p><水環境について></p> <p>造成工事の際の水の濁りについては、沈砂池、土砂流出防止柵、ふとん籠の設置等の環境保全措置を講じるとともに、可能な限り河川から十分な距離を離隔することで、周辺河川への影響の回避、低減に努める工事計画とします。</p> <p>また、海域については、その上流となる周辺河川において調査を行い、河川への影響予測及び評価を実施します。なお、本事業における樹木の伐採は必要最小限に抑えるよう事業計画を検討します。</p> <p><景観について></p> <p>景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><獣害について></p> <p>獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p>

第 2-1 表 (5) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>方法書読了後、町民説明会に参加し、貴社の説明を伺い、下記の意見にいたしました。</p> <p>「余市町風力発電事業の完全白紙、中止を望みます」</p> <p><理由></p> <p>①風力発電工事中の工事に依拠する災害の発生の可能性が大きい。</p> <p>(土砂災害、河川の土壌汚染、海への汚染、獣害による人的被害)</p> <p>②風力発電稼働後の被害が大きい。</p> <p>(騒音、超低周波の人への影響、健康被害、バードストライク、動植物への影響)</p> <p>③地域へのメリットが全くなく、逆に①②を含め風評被害等、デメリットが大きい。</p>	<p>①</p> <p><土砂災害について></p> <p>土砂災害については、環境影響評価とは別に、関係機関との協議や、地質調査等を行った上で、各種基準や規定に基づいた安全な設備設計を実施します。具体的には、植栽等による造成面の保護や、排水設備を適切に設置・維持管理することを想定しています。</p> <p><水環境について></p> <p>造成工事の際の水の濁りについては、沈砂池等の環境保全措置を講じるとともに、可能な限り河川から十分な距離を離隔することで、周辺河川への影響の回避、低減に努める工事計画とします。また、今後、周辺河川の調査を行い、河川への影響予測及び評価を実施します。海域については、その上流となる周辺河川において調査を行い、河川への影響予測及び評価を実施します。</p> <p><獣害について></p> <p>獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p> <p>②</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p><動物・植物・生態系について></p> <p>バードストライクを含む動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p>③</p> <p><地元貢献について></p> <p>地域へのメリットについては、一般論として、建設に伴う雇用促進、固定資産税等の各種市町村民税の納付や対象自治会の運営支援、地元産業の支援等、様々なものが想定されますが、今後住民のみなさまや関係行政機関との対話を通して、地域特性に合った地元貢献策を地域のみなさまとともに検討したいと考えています。</p>

第 2-1 表 (6) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>結論として、断固に反対いたします。</p> <p>北海道は天然自然がよく守られていることで、アジア、世界に知られています。そのため、毎年世界中の観光客が訪れてきています。世界の観光客は豊かな北海道大自然の中で、一時ホッと、心身ともに安らぎを得ようとしています。</p> <p>おそらく、外国観光客に安心安全だと思われる自然豊かな北海道の数か所にすでに、健康に大いに被害をもたらす風車が建てられていること、これからさらに山の奥に手を伸ばして、建てようとしていることを知らないのではと思われます。</p> <p>おやめください！</p> <p>北海道は日本の自然宝庫です。これ以上、神様がお造りになった世界（命が満ちている）に人間の手を伸ばさないでください。荒廃をもたらす目の前の利益ではなく、北海道、国全体の将来、子々孫々の将来をお考え頂きたく心より、切に願います。</p>	<p><環境影響全般について></p> <p>環境影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年）によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>
11	<p>ウィンドファーム事業の取り下げ願いです。</p> <p>環境破壊、人体、動物への悪影響が考えられる為。後々、あなたたちにも絶対損失があると思います。踏みとどまってください。お願い申し上げます。</p>	<p><環境影響全般について></p> <p>環境影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年）によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>

第 2-1 表 (7) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>大規模風力発電は建設地域にとってのメリットはないと思います。</p> <p>景観も大きく損なうので建設はしないでください。</p> <p>一般に耐用年数 20 年程度と言われていますが、20 年後に取り替えるのか直すのか、そのまま放置するのか、誰がその責任を取るのでしょうか？</p> <p>切り崩した山は元に戻るのにどう見積もっても 60 年以上かかるので、関電の都合で余市の山の木を絶対に伐らないでください。</p>	<p><地元貢献について></p> <p>地域へのメリットについては、一般論として、建設に伴う雇用促進、固定資産税等の各種市町村民税の納付や対象自治会の運営支援、地元産業の支援等、様々なものが想定されますが、今後住民のみなさまや関係行政機関との対話を通して、地域特性に合った地元貢献策を地域のみなさまとともに検討したいと考えています。</p> <p><景観について></p> <p>景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><事業計画（事業終了後）について></p> <p>本事業を終了した際は、事業者が速やかに風力発電設備を撤去し、植林をするなどして原状復帰します。</p> <p>一方、20 年目以降も風車の安全性が確認できれば、できる限り運転を続けるほか、事業終了後は、地元や地権者の理解が得られるのであれば、風車を建て直し、同じ場所で風力発電事業を継続することも検討します。</p> <p><事業計画（現状復旧）について></p> <p>事業エリアについては、本事業地は国有林が大部分を占めておりますが、事業終了後の現状復旧方法については、北海道森林管理局及び石狩森林管理署、その他地権者と協議を進めていきます。</p>
13	<p>寿都町を訪れたとき、大きな風車の威圧感に不安感や恐怖心を抱きました。余市町に限らず、これ以上風車を建設する事は辞めてください。豊かな自然や風景をぶち壊さないでください。自然破壊によって電気を起こすことよりも、電気に頼らない生き方を選びます。</p>	<p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><景観について></p> <p>景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表 (8) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>静かで自然豊かな豊丘に巨大風車が建つのは絶対にやめていただきたい。日本の山にまだどこにも建てたことのないほどの規模の巨大風車の建設は、自然破壊の観点からも、健康被害の観点からも想定外のことが起こりうると考えます。低周波や騒音による健康被害についても、全貌がつかめず、何かあってからでは困ります。調査をなさるといっていますが、そもそも前代未聞の規模の開発になるため、参考になるとは思えません。建てた後で、想定外と言われても地元住民としても本当に困ります。貴重な自然資源を壊さないでください。</p>	<p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>
15	<p>余市町を愛する人たちがいます。海と山に囲まれた大切な町です。 メリットは感じられません。 私たちのため、子どもたちの未来のため、山を伐採することはやめてください。</p>	<p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境への影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p> <p><地元貢献について> 地域へのメリットについては、一般論として、建設に伴う雇用促進、固定資産税等の各種市町村民税の納付や対象自治会の運営支援、地元産業の支援等、様々なものが想定されますが、今後住民のみなさまや関係行政機関との対話を通して、地域特性に合った地元貢献策を地域のみなさまとともに検討したいと考えています。</p>
16	<p>手付かずの自然の中に風車を建設することに反対です。貴社が今回余市古平に造ろうとしているところは手つかずの自然。人も行くことはほとんどないかもしれませんが、そこには動植物の場所、私たちの住む近くには色々な足跡が雪の上に残っています。うさぎ、鹿、熊、時にはきつね、たぬきと出会い、空にはとんびが舞っています。彼らの住まう場所を破壊し奪うことに反対、彼らの食糧を奪うことに反対です。</p>	<p><動物・植物・生態系について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表 (9) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>私は本計画に反対します。私は 12 年前に余市町に移住し、生態系への影響を最大限考慮しながらブドウ栽培、醸造に従事しています。ブドウの栽培にあたっては鱗翅目の食害が問題になることが多く、欧州のワイナリーはコウモリ類による捕食を重視しています。当地においてもコウモリの目撃例は多く、風車建設による営巣地の破壊や風車への激突、低周波騒音による行動への影響を強く懸念します (6.2-3)。また、生息数が増えて作物の食害が深刻化しているエゾシカや、昨年特に人間の居住域への出没が問題になったエゾヒグマの生息域が風車建設により変化することを強く懸念します (6-2.2)。人口減少社会においては電力需要の増加は見込まれないため、復元不能な自然度の高い植生の破壊は不要ではないかと考えています。必要なのは地元事業者によって運営される、既に開発済みの地域の中での送電ロスが少ない小さな発電方法だと思うので、本計画には反対です。</p>	<p><動物 (コウモリ) について> コウモリ類については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測・評価を実施し、希少なコウモリ類への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><ワイン醸造について> 環境影響については、全国各地の醸造所周辺で風力発電所が運用されており、現時点で、風力発電所の設置が醸造に悪影響を与えた事例は確認出来ていません。引き続き、知見の収集に努めます。</p> <p><獣害について> 獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p> <p><植物について> 植物については、自然度の高い植生エリアを回避するため、最新の航空写真および植生調査 (優占種調査) に基づき植生判読を実施した上で植生図を作成し、それに基づき可能な限り回避するよう対象事業実施区域の見直しを行っています。また、本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限となるよう事業計画を検討します。</p> <p><再生可能エネルギー導入の目的について> 本事業については、発電電力量を増やす目的ではなく、温室効果ガスの低減を図るため、既存の電源を置き換えることを目的としています。そのために発電時に CO₂ を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々对本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p>

第 2-1 表(10) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>私は環境問題に関心が深く、ピークオイルや気候変動などの世界レベルの問題を解決するには自然エネルギーの導入が必須だと考えています。現代の科学技術で満点のエネルギーがない以上、多少の痛みや妥協も不可避だと思っています。</p> <p>しかし、本事業については、まず、事業を正しく実行するための調査や説明があまりに不足しています。地域住民の受ける不利益を考慮したら、建設地の選定や規模が適切であるか、綿密な調査と情報の公開が不可欠です。</p> <p>欧米諸外国では、自然エネルギーで国や自治体の電気消費量の6割や7割、あるいはもっと高い数字を出しているところもあります。成功している例は、地域住民や地元企業が出資し、生産したエネルギーや収益を基本的にその地域に還元したり、地元で支持されるために50回を超える話し合いを重ねたり、事業者も地域も相当の努力をしていることが報告されています。</p> <p>昨年、開催された説明会では、住民と対話しようとか理解してもらおうという姿勢やがまるで見えませんでした。これでは、今後、事業実施の段階で事故が発生したり、設備を廃棄したりする際に十分な対応がされるとは到底信用できません。</p> <p>気候変動によって、既に農業や漁業が被害を受け、健康を害し、故郷を追われている人たちが地球上ではたくさんいます。その人たちの苦しみを創り出しているのは私たち先進国の贅沢な暮らしや利益だけを求めるビジネスに原因があります。</p> <p>本事業が、本当に、世界や地域の問題を解決するなら、それも正しい方法で導入されるなら賛同したいと思います。</p> <p>しかし、地域の自然破壊や住民の健康被害をもたらす可能性がある事業に当たっては、地球レベルの問題や遠くの資本家の利益だけでなく、地域住民の安心安全な暮らしに寄与することが大前提だと思います。</p> <p>上記の視点を盛り込んで、計画を再検討され、改めて地域に誠意ある説明を求めます。</p>	<p><住民説明について></p> <p>方法書に係る住民説明会については、一人でも多くの参加者から幅広いご意見をいただくこと、また限られた時間の中で、質問内容の重複を避け、より多くのご質問に回答することを目的として、記入方式により実施しました。また、説明会終了後も、回答に疑義がある方や追加でご質問がある方については、会場で時間の許す限り参加者からのご質問を受け付け、回答しました。</p> <p>今後、方法書の記載内容に基づき、現地調査、予測及び評価を実施し、環境影響評価準備書としてとりまとめを行うこととしており、引き続き、環境影響評価手続きを通じて情報開示に努め、地域のみなさまをはじめ多くの方々に本事業についてご理解いただけますよう、丁寧な説明に努めます。</p> <p>また、風車設置想定範囲近隣の自治会においては、これまでも自治会単位での対話会の場を設けていただいております。引き続きそのような形でも意見交換等を行いたいと考えています。</p> <p><事業計画について></p> <p>本事業については今後、地元企業と共同で当該事業を運営する会社を設立・登記の上、事業を行う予定であり、今後住民のみなさまや関係行政機関との対話を通して、地域特性に合った地元貢献策を地域のみなさまとともに検討したいと考えています。</p> <p><環境影響全般について></p> <p>環境影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p>
19	<p>豊丘には、手つかずの自然があり、あらゆる種類の動植物があり、お互いに繊細な関係の中で成り立っています。ドイツの環境教育では、何か1つのものを崩すと連どうして、その他の多くが影響を受けて、想定以上の大きな生態系の破壊となることが言われており、日本の小学6年生の理科の授業でも、その内容は取り扱われることがあります。日本では、環境教育が遅れています。これは、世界的な問題です。</p> <p>自然には、植林などでは生み出せない人をいやして健康を回復する力があります。余市町民だけでなく、全国からそれを求めてたずねてくる人もいます。なので、この手つかずの自然を、少しでも崩すことはやめていただきたいです。</p>	<p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表(11) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>何億万年もかかって創られたこのすばらしい自然環境を人間の暮らしを便利にする為、人間の都合によって壊してはいけない。人間はそれを守る義務がある。自然形態を壊すことは、ひいては人間自身にそのむくいが来ることになる。</p> <p>電気をつくる為に何億もの貴重な財源をこのような方法に用いることは悲しい。</p> <p>お金もうけの為に政策はやめてほしい。</p> <p>政治家、電力会社が風車の下に住んだらよい</p>	<p><再生可能エネルギー導入の目的について></p> <p>本事業については、発電時にCO₂を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々に本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p> <p><環境影響全般について></p> <p>環境影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p>
21	<p>生物の生活する場所を壊すな 大規模造成工事で壊される自然は二度と戻らない。第二の東伊豆村にはならない。風車の羽根にぶつかって死ぬ多くの種類の鳥：渡りどり、鷺、鷹、鳶等 居住空間を奪われる熊、北キツネ、鹿、その他 水源地が破壊され、飲料水、灌漑用水がなくなる</p> <p>後志、北海道の美しい居住空間を破壊する風力発電等 いらぬ。百害あって一利無し。</p> <p>東伊豆村の前例がある 生活環境の悪化によって住民が町を離れざるを得なくなった。</p> <p>余市を豊丘をそうしてはならない。</p>	<p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><水環境について></p> <p>水源については、本事業エリアに含まれる水源かん養保安林の利用についてすでに森林管理署に相談を実施しており、代替保安林を同一流域内に確保し、保安林機能を維持する計画としています。</p> <p>土木工事の設計においては、周辺の河川の流域調査を行い、造成により河川への水の流れを変えないような設計を実施します。</p>

第 2-1 表(12) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>説明会で、風車から発生する低周波音や電磁波が人間に及ぼす健康被害は問題なしのような説明だった。それはウソですね。「風車病」について、既に研究もなされています。山を壊し人災を生み出し、人間をも壊す風車がなぜ必要？ 手つかずの大自然をなぜ壊すの？ 暗くなれば眠ればよいし、必要以上に電気をなぜ使う？</p> <p>私達は真剣に日本の未来を考えなければならない時が来ている。いいえ、遅いくらい…。もの言えぬ自然、動物達や人間を犠牲にして、どこかが儲けるだけでしょう？ 断固反対！！</p>	<p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみならずの不安の払しょくに努めます。</p> <p><電磁波について></p> <p>送電線などから発生する電磁波による健康への影響については、今までにたくさんの調査や研究が行われています。世界保健機関 (WHO) や経済産業省などの公的機関は、これらの研究結果を総合的に評価して、「居住環境レベルの電磁界による健康への有害な影響は認められない」という見解を示しています。</p> <p>弊社は、国内外の公的機関の総合的な評価や、送電線などから発生する電磁波は国際的なガイドライン値よりも十分に小さいことから、「生活環境における電磁界が人の健康に害を及ぼすことはない」と考えています。</p> <p><動物・植物・生態系について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表(13) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>この度の風力発電計画に反対です</p> <p>理由 No. 1 騒音・低周波音による健康被害は必ず起こることはたくさんのお事実として報告されている。</p> <p>理由 No. 2 巨大な風車建設のために手つかずの自然が破壊される。一度壊れた自然は元に戻らないし、自然の生態系が壊れて動植物に被害がでる</p> <p>理由 No. 3 今も山にえさが少なくなったためか熊や鹿などが里に降りて来て近隣の畑や果樹園を荒らしています。</p> <p>これ以上自然を破壊しないでほしい。</p>	<p>理由 NO. 1 <健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p>理由 NO. 2 <森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p>理由 NO. 3 <獣害について> 獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p>
24	<p>この度の風力発電建設については、私達の暮らしの中に全く今迄聞いたことのない騒音に悩みと共に睡眠障害や頭痛など体調不良の原因となると思います。又、折角自然の豊かな余市に移住をして来ましたが…不眠や健康被害に悩むようなことでは移住の意味も価値もありません。生活環境を守るためにも、又、企業の方も過疎地なら何とかかなと思われる考えは持たないで頂きたいです。</p>	<p><健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p><動物・植物・生態系について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表(14) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>1. 獣害はどうやって事前にわかるのか？もしこの豊丘町の山林に、大きな風力発電が設置されたら、様々な住民の健康被害に、どう具体的に対処してくれるのか？</p> <p>2. 通信障害の問題 今、私たちは、家の中で受信して多くの文化を受けている。これが、風車の設置でどうなるか不安を感じている。</p> <p>3. 北海道日本海側の留萌から稚内迄に海の中に設置された多くの風車が、停止したまゝのことが多い。必要ないのでは？無駄な設置ではないか。</p>	<p>1.</p> <p><獣害について></p> <p>獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、環境影響評価の現地調査を通じて事業エリア内の害獣の分布状況の把握に努めるとともに、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p>2.</p> <p><電波障害について></p> <p>電波障害については、今後、TV 等の電波事業者への確認を進め、必要に応じ予測や調査を行うなどして、電波障害が発生しないよう風車配置等を考慮して検討する計画です。</p> <p>3.</p> <p><再生可能エネルギー導入の目的について></p> <p>他社の状況は把握していません。本事業については、発電時に CO₂ を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。</p>

第 2-1 表(15) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>1. 低周波音による健康被害。睡眠障害やストレス等。</p> <p>2. 自然破壊、希少の野生動物や植物、又景観を損う。一度破壊されたら戻せない。</p> <p>3. 電波障害も心配です。</p> <p>以上の理由により、絶対反対です。</p>	<p>1.</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p>2.</p> <p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><景観について></p> <p>景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p>3.</p> <p><電波障害について></p> <p>電波障害については、今後、TV 等の電波事業者への確認を進め、必要に応じ予測や調査を行うなどして、電波障害が発生しないよう風車配置等を考慮して検討する計画です。</p>

第 2-1 表(16) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>風車発電が火力発電の必要がある、構造になっているのは、おかしい。地方の自然を破壊しないで、都市での小さな自家発電を開発してください。</p>	<p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><電源構成について> 日本では現在、化石燃料による火力発電が発電量の大部分を占めており、国の目標では、これらを再生可能エネルギーや原子力などのカーボンフリー電源に置き換えることでCO₂排出を削減するとしています。風力発電を含む再生可能エネルギーの多くは、自然条件によって出力が変動するため、火力発電等の調整電源は一定程度必要ですが、送電網の増強による地域間電力融通の促進、蓄電池の整備による電力需給バランス調整のほか、国としてはCO₂を出さない水素やアンモニアによる火力発電の社会実装を進める方針を打ち出しています。</p>
28	<p>「人体に全く影響がない」と言い切れない 又、実際影響があり、被害も聞いているのに実行する必要があるのでしょうか。 電気を作ることよりも 電気をこれ以上使わない暮らしを考えていく方が、安心、安全に生きられるのではないのでしょうか</p>	<p><健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>

第 2-1 表(17) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
29	<p>古平・余市ウィンドファーム事業に関しては、健康面から環境面から、私たち地域住民の小さな、でも切実な声を大切にしてほしいと心から願います。電力なしに生活が成り立たないほどになってしまった文明社会は今さら引き返せないほどの勢いで破滅に向かって突き進んでいます。余市に住んで 20 数年になります、それでもここに残っている大自然の空気、ここにしかない動植物に心慰められています。どうかこのまま余市で健康が守られ、景観が守られ、創造の秩序が守られますよう、風力発電余市計画を中止して下さい。</p>	<p><健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみならず不安の払しょくに努めます。</p> <p><環境影響全般について> 環境影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p> <p><動物・植物・生態系について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表(18) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
30	<p>古平・余市ウィンドファーム事業に強く反対します。 理由は</p> <p>①風車から発生する騒音、電磁波による健康被害。すでに全国各地で被害が出ている。</p> <p>②風車建設にともなう自然破壊です。多くの森林が切り倒され、環境破壊とともに、森林伐採による CO₂削減がそこなわれる。</p> <p>③人間として健康で文化的な生活ができなくなる。</p>	<p>①③</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p><電磁波について></p> <p>送電線などから発生する電磁波による健康への影響については、今までにたくさんの調査や研究が行われています。世界保健機関 (WHO) や経済産業省などの公的機関は、これらの研究結果を総合的に評価して、「居住環境レベルの電磁界による健康への有害な影響は認められない」という見解を示しています。</p> <p>弊社は、国内外の公的機関の総合的な評価や、送電線などから発生する電磁波は国際的なガイドライン値よりも十分に小さいことから、「生活環境における電磁界が人の健康に害を及ぼすことはない」と考えています。</p> <p>②</p> <p><森林・自然環境について></p> <p>本事業は山林への風力発電機の設置となり、必要最小限の樹木の伐採が発生します。しかしながら、既存の発電電力量を風力発電機による発電電力量に置き換えることによる CO₂削減効果は、樹木の伐採による CO₂吸収量の減少を大きく上回るため、風力発電事業は気候変動の抑止に寄与するものと考えています。</p> <p>また、本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
31	<p>当然自然を選びます。 子孫のためにも安心して暮らしたいから反対します。</p>	<p><森林・自然環境について></p> <p>自然環境への影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p>

第 2-1 表(19) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<p>古平・余市ウィンドファーム事業は大反対です。大自然の環境保全が重要です。</p> <p>樹木の伐採により、豊かな自然が広範囲に喪失されます。</p> <p>樹木の伐採により、山に生息している動物達の食料が失われてしまい、動物達は山から里に降りてきますので、我々の民家に入り込み、我々の生活の安全が損なわれます。建設に用いる広く長い道路の建設により、より広範囲の自然が失われます。</p> <p>又、ウィンドファームが稼働すると低周波が出ることで、人間において人体に悪影響を及ぼし、頭痛、心拍の向上、血圧上昇、幻覚等の症状が起こります。</p> <p>低周波は人間の耳には聞こえませんが、低周波によって、自宅の障子や戸棚がガタガタ揺れて音がするなどの現象がおこります。低周波の影響は人間だけではなく、音にはものすごく敏感な動物達に大きな変化がおきます。</p> <p>ウィンドファーム事業は、上記のような、甚大な被害をもたらします。この豊かな古平・余市の大切な自然は破戒しないで下さい。</p> <p>大自然は動植物、そして私達の命をはぐくんでくれます。</p> <p>ウィンドファーム事業には徹底して反対します。</p>	<p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><獣害について></p> <p>獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p><騒音・超低周波音(動物)について></p> <p>低周波音による動物への影響については、科学的根拠のある情報はないと認識しています。今後も最新の情報の入手に努めます。</p>
33	<p>豊丘では以前から熊や鹿、狐などの野性動物が出て来ていました。原因は山に食べ物が無くなったからです。今回風力発電本体及び道路建設では、野性動物の生きていく環境に大きな影響があると心配しています。また地域住民にとって今の自然を引き継ぎ手渡していくという役目もあります。宮崎県綾町は、この自然を村の子供たちに残さなくてはならないと林野庁の照葉樹林伐採を拒否したそうです。余市町は会津藩が入植した所で「ならぬことはならぬものです」と教えている。若者が農業に参入して来ています。子育てに影響があると思われるも困ります。農業そのものが、土木工事です。余市は果樹栽培が盛んですが、山を削り道路を作って果樹園を作り生産しています。今回の風力発電は規模が大き過ぎて人間の手に負えないという気がしています。なので反対します。</p>	<p><動物・植物・生態系について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><獣害について></p> <p>獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p> <p><環境影響全般について></p> <p>環境影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p>

第 2-1 表 (20) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
34	<p>北海道余市の山々の大切な働きを風車で奪わないで下さい。</p> <p>一度、手を入れて自然を壊したら、もとに戻りません。森林の豊かさ、動植物など、すべてが存在する意義があります。</p> <p>余市の地に、風車は必要ありません。長い目で見た時、必ず後償します。今、地球は悲鳴をあげています。方々で地震も起きています。電力が今それ程必要とも思えません。絶対反対です。自然を壊すことは簡単です。しかし、もとには戻らないのです。すべて、人間次第です。風車建設はやめて下さい。</p>	<p><動物・植物・生態系について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><再生可能エネルギー導入の目的について></p> <p>本事業については、発電時にCO₂を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々に本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p>
35	<p>電気に頼ることをやめていけばよいと思います。特に意味のない事業は削減し、より困っている人々の役に立つ使い道をするとよいと思います。</p>	<p><再生可能エネルギー導入の目的について></p> <p>本事業については、発電時にCO₂を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々に本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p>
36	<p>風車建設は大自然の破壊であり 風車が発生する低周波音は健康被害を受けます。</p> <p>子どもも大人も不眠症に苦しみ、めまい、脱力感など健康を害するのです。</p> <p>古平・余市の健康を守る立場として風力発電は絶対反対します。</p>	<p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>

第 2-1 表(21) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
37	<p>結論として、断固に反対致します。</p> <p>北海道は、天然自然が良く守られていることで、アジアや、世界中に知られています。毎年、世界中から、たくさんの観光客が北海道におとずれて、豊かな大自然の中で、ホットし、安らぎを得ようとしています。おそらく、皆、北海道にすでに数か所、健康に大いに被害をもたらす風車が建てられていること、これから、さらに山の奥(余市)に、手を伸そうしていることを知らないのではと思われます。</p> <p>お止め下さい！北海道(余市)は、日本の自然の宝庫です。神様がお創りになった、命の満ちている自然に、これ以上手を伸さないようお願い致します。国全体のために。子々孫々のために。</p>	<p><環境影響全般について></p> <p>環境影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>
38	<p>老人介護の働きをしております。豊かな自然の中で、静かな環境に憩っていただき、無農薬の野菜づくりにより安全な食事の提供を通し、安心、安全な生活を、人生最晩年のご老人に過ごしていただくことを願っています。が、風力発電施設の建設によってもたらされる低周波音や騒音による健康被害、森の獣たちの生活の場の喪失、森林破壊にとどまらぬ海への悪影響…等、もたらされる多くの自然環境への弊害は、ご老人にとっただけでなく、この地域全体の住民にとっての脅威であり、生活への多大な妨げとなるものであり、反対を表明します。</p>	<p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p><動物・植物・生態系について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><水環境について></p> <p>海域への影響については、その上流となる周辺河川において調査を行い、河川への影響予測及び評価を実施します。また、本事業における樹木の伐採は必要最小限に抑えるよう事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表 (22) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>風車は三半規管に大きな影響を与え、めまい、頭痛の原因となり、それにより神経に大きな負担をかけ、心の不安定につながります。近くに学校もあり民家もあります。この地域のための希望の子供たちや若者です。心豊かに育つことを妨げるものです。</p> <p>愛媛県伊方町、愛知県田原市、静岡県賀茂郡東伊豆町、同郡南伊豆町、三重県青山高原、和歌山県海南市、兵庫県南あわじ市など多くの地域で低周波音被害が問題化しています。不眠、だるさ、圧迫感、耳鳴り、集中力不足、首や頭が重い、心拍数が上昇するなど沢山の健康上の生理的悪影響がある。そのような風車の設置には、断固反対します。</p>	<p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>
40	<p>私たちのグループでは、朝 4 時から日本全国各地のみならず全世界をネットワークでつなぎ、聖書の学び会をしています。</p> <p>ウィンドファームにより電波が乱され、この学び会が妨害されることは当然考えられます。私たちの生命線ともいべきこの勉強会が妨害されることに対し、断固として反対します。</p>	<p><電波障害について></p> <p>電波障害については、今後、TV 等の電波事業者への確認を進め、必要に応じ予測や調査を行うなどして、電波障害が発生しないよう風車配置等を考慮して検討する計画です。</p>
41	<p>私は埼玉県からこの余地に住まわせていただいて 10 年以上たつ者ですが、きつねやさしかそして熊と共に暮らすこの環境に驚きと自然のすばらしさに目が覚まされています。この環境を守ることが、人としての人間のあり方だとつくづく思い知らされています。</p> <p>どうぞこの自然を守り、そして私達自身の健康を守っていただけますように、宜しくお願い致します。</p>	<p><動物・植物・生態系について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
42	<p>余市から積丹半島・赤井川方面の山々にはたくさんの動物・植物が自然のままに豊かにあると聞いています。風力発電は各地にあります、生態形を壊していますし、人間にも悪影響が出ています。現にあちらこちらで体調をくずし、住めなくなっている人も居る中、尚それを知らずして事業を押し進めるのは生来を見ていない、考えていないと思います。今、中止して頂きたいと思っています。</p>	<p><動物・植物・生態系について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>

第 2-1 表 (23) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
43	<p>人体にも悪影響、自然破壊につながる働きなのでやめて頂きたいと思います。</p>	<p><健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
44	<p>手つかずの自然が風力発電を計画している所にあります。伐採したら植林すると云いますが、自然林と人工林とは全く別物です。一度手を入れたら取り返しがつきません。環境破壊そのものです。是非、風力発電の計画を取りやめて下さい。また、開発する時に熊などの動物達を駆除する費用を出すと言いますが、動物との共存を考えないのでしょうか。山を守っているのは熊などの動物なのです。彼らがいなくなれば、山・川・海が死滅します。是非開発をやめて下さい。私達から豊かな自然と穏やかな暮らしを奪わないで下さい。</p>	<p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
45	<p>このたび余市町豊丘町に風力発電建設の計画があると知り、住民の 1 人として断呼として反対いたします。ここはとても自然豊かな地区で熊、鹿、キツネ、タヌキ又様々な鳥も生息しています。そのような自然環境を破壊してまで発電を必要としている現代社会のライフスタイルこそが問題だと思います。人間の手では決して生み出せない自然を大切に動植物と共存していくことをもっと模索していくべきだと思います。</p>	<p><動物・植物・生態系について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表 (24) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
46	<p>神様の造られた大自然にブルドーザーを入れ道路を作り風車を立てるなら、小動物の住む環境も、人間の住む環境も破壊されます。一度破壊された自然は元に復元する事は出来ません。</p> <p>この限られた自然を守るためにも、余市の保安林のあるところでの建設は中止して下さい。御自分の会社に敷地に建てして下さい。</p>	<p><環境影響全般について></p> <p>環境影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p> <p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><保安林について></p> <p>保安林については、本事業エリアに含まれる水源かん養保安林の利用についてすでに森林管理署に相談を実施しています。水源かん養保安林の解除には代替保安林を同一流域内に確保することが必要と聞いているため、代替保安林に指定できる可能性のある同一流域内の森林について机上調査を進めており、引き続き、森林管理署との協議を進めていきます。</p>
47	<p>豊かな自然を壊して、人間や動物に害を与えるような風力発電はやめて欲しいです。</p> <p>山の中につくことに土砂災害のおこる危険やだたでされ、熊や鹿など動物が沢山いるのにますます居場所が無くなって、動物をおびやかすことはやめて下さい。騒音や低周波音による人体の健康被害に子供を犠牲にしないで欲しいです。</p>	<p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p><土砂災害について></p> <p>土砂災害については、環境影響評価とは別に、関係機関との協議や、地質調査等を行った上で、各種基準や規定に基づいた安全な設備設計を実施します。具体的には、植栽等による造成面の保護や、排水設備を適切に設置・維持管理することを想定しています。</p>

第 2-1 表 (25) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>風車に反対する理由</p> <p>風車の羽の振動から、低周波音が発生し、たくさん並んで立てられる風車同士が共鳴して震動が増幅しそれが山から住宅のある平地盆地へ流れて家を震動させ人の大脳小脳→機能が乱れ異常な状態になり、不眠になる事、ミエリン鞘は変形し、神経線維も曲がり認知症へと続く事を知りました。音に毒があると知りました。音叉の被害は、天井を揺らし、床を揺らし更に共鳴して不眠が起こる事も知りました。低周波音が、感覚で不快感を覚えるのと違い、人体に直接被害を及ぼす事だと知りました。また、10 トンダンプが通れるように工事用道路含め約 20m の幅に渡って森林が伐採される事、巨大風車の土台（縦 50 メートル×横 40 メートル×深さ 50 メートル）作りの為に、排出される土砂は 10 トンダンプ 25 万台、掘削、埋め戻しで、土さの移動が 10 トンダンプで計 52 万台と知りました。巨大風車は操縦町 1000 トンを超え、そのための土台は 1800 トン、コンクリートは水の 2.3 倍の重さ。地下が変形する事は想像がたやすいです。</p> <p>このようなものができれば、自然破壊、動物や植物、人間の体が壊れるのでやめてください。</p> <p>自然を壊し、人を破壊し、生存できなくなる地域をこれ以上増やさないでください。</p>	<p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年）によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみならずの不安の払しょくに努めます。</p> <p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p>また、改変面積については、現時点で未定ですが、一般的に道路幅は直線部分で 5m 程度が想定され、風車基礎の標準的な寸法は、方法書に記載の例において対辺 20 数 m の正八角形、高さ 4～5m 程度となっています。今後の検討においても、改変面積を最小限に抑える設計に努めます。</p> <p><土砂災害について></p> <p>土砂災害については、環境影響評価とは別に、関係機関との協議や、地質調査等を行った上で、各種基準や規定に基づいた安全な設備設計を実施します。具体的には、植栽等による造成面の保護や、排水設備を適切に設置・維持管理することを想定しています。</p>

第 2-1 表(26) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>No.1 豊丘町での住民説明会 農繁期(8月25日)開催、他の町民を参加拒否、私達のテキストには低周波音の事、記載なし、説明会でなく開催したというアリバイ作りに思える。 次回の説明会も豊丘町でやってくれるかと思っていたら、余市町中央公民館(12月17日)ダメされた感じ。</p> <p>No.2 豊丘の山々を見て！ 風車を設置する条件、1つも無い、自然破壊そのもの。</p> <p>2.陸上風車に適した場所(適地) ①1年中、風があること。余市町には巨大風車をまわす風力がないのです(13m~23m)。それは、余市町豊丘町64に無人氣象観測所があり、1991年~2020年にわたる過去30年の平均値のデータがあり、1日平均風力は2.3m、巨大風力をまわす15mは10年に1回しかないのです。 ②周りに人がいないこと。低周波音による健康被害(風車病)を認めたら、この条件はあてはまらない事になりますね。 風車病は明らかに風車が原因であると東伊豆町で10基設置した事業者(CEF伊豆熱川ウインドファーム)が認めました。 12月17日、私達の質問に超低周波音による風車病については認識しているか？ →環境アセスからは外れているが、独自に調査を実施する予定である。認識はしている。健康被害については実際にある。しかし、十分な距離を取れば問題ないと考えている。 独自に調査を実施する予定でなく、第3者委員会をもうけ東伊豆町で実施して下さい。規模も1/4の風車で稼働してます。人は住んでいなくゴーストタウンです。条件も同じで定年まじかの121人で、犬も主人に忠実、従順な犬で実施して下さい。犬も風車病になり、主人に牙を向けるとの事。 12月17日、私達の質問に私達の地域では、福祉施設、学校等があり、その中には聴覚過敏に苦しむ人も多く居住しており、風車の設置はやめていただきたい。→調査を実施する。 風車、設置、4km圏内に、恵泉塾、幸住学園、幼稚園、高校、小学校、中学校、余市養護施設があります。それでも、関西電力さんは余市に風車を立てるとなると私達、くだもの農家、畑農家もこの土地にいられなくなり、東伊豆町の様にゴーストタウンになります。是非、風車を立てないで下さい！</p> <p>No.3 2023年11月10日~12日 東伊豆を視察、インタビューもして来ました。</p>	<p>No.1 <住民説明について> 昨年12月に開催した住民説明会については、環境影響評価法等に定められた法定説明会となります。法令に基づき、12月16日、17日に3会場で実施し、住民の方が比較的参加しやすいよう、休日である土曜日、日曜日開催としました。 本事業においては、法定説明会とは別に、風車設置想定範囲の近傍のみなさまとの意見交換を目的とした「学ぶ会兼対話会」を開催しており、昨年8月25日は豊丘町にて同会の第1回目を開催しました。今後とも、風車設置想定範囲近傍のみなさまとの対話を継続したいと考えています。</p> <p>No.2 <事業計画について> 本事業検討エリアについては、自然公園等の範囲外であることや、その他の環境面での制約条件を考慮した上で、風況が良いことが期待される点、風車輸送が可能と考えられる点、既存の送電線への接続が可能な見込みという点等から、候補地としています。 ①余市の気象観測所は地上高10mで計測されている一方、風は標高の高い場所ほど強くなり、さらに地上から高さが高くなるとその分風速が増します。今後、高さ60m程度の風況観測塔などによる風況観測を実施し、詳細な風況データを取得したうえで事業計画や設備設計の検討を進めます。 ②本事業では住宅から1km以上の離隔距離を確保した事業区域の設定を行っております。</p> <p><健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>

第 2-1 表 (27) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
50	<p>仁木町では、現在高速道路開通のための工事が行われています。町の風景が変わっていく様子を見る度に心を痛めています。</p> <p>これ以上、仁木町の豊かな自然が減り生態系が壊されてしまうこと、風景が変わってしまうことはしてほしくありません。</p> <p>風車建設によって、木が伐り倒され、山が削られ、森林が壊され、町の風景・景観が変わってしまうことはいけません。</p>	<p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><景観について></p> <p>景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
51	<p>私はもう 20 年ほど前から余市の登地区で畑を借りて農業をしています。</p> <p>登地区は特区にもなっているのでワイン用ぶどうの栽培、及びワイナリーがととも増えました。そのぶどうの無農薬栽培に欠かせないのが、鳥や蝙蝠たちが虫を捕食し、健康的な実や葉が育つ環境です。風力発電設備の建設で鳥類が減ることとても懸念しています。</p> <p>ただでさえ、近年ソーラーパネルがあちこち木を切って斜面を作り増設されているのに、さらに電力増やす必要がありますか？</p> <p>ぶどう畑の丘に立って、風になびく植物を見るのが大好きです。インバウンド等でいらっしゃる沢山のお客様も広大な北海道の美しい景色の写真を撮って喜んでます。その景色に人工的な風力発電機は要りません。</p>	<p><動物・植物・生態系について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><再生可能エネルギー導入の目的について></p> <p>本事業については、発電時に CO₂ を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々に本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p> <p><景観について></p> <p>景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表 (28) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
52	<p>開発工事により故郷の景観と環境破壊が甚大となる。地域の生態系破壊、土砂災害、気候変動、掘削による土壌・水質・海洋汚染が広がる可能性が極めて高い。森林の野生動物が住めなくなり、農業被害も広がるなど様々な人的災害の可能性が高まる。低周波、騒音による全て生き物への健康被害の原因となる。</p> <p>経年劣化、破損、事故等による部品交換後の廃棄は大量の粗大廃棄物が発生し、地球環境保護の考えが見受けられず、持続可能性がない。</p> <p>風ではほとんど動かず、バックアップ用外部電源を要する事はかえってエネルギーを消費しコストもかかる。電気利用者は無駄に負担したくない。一度破壊した自然は元には戻す事は出来ないことの自覚があるのだろうか。責任すら取れないことへの自覚は示せるのだろうか。子孫や地球への負担でしかなく風力発電機の建設、乱立は許すことはできません。</p>	<p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><動物・植物・生態系について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><土砂災害について> 土砂災害については、環境影響評価とは別に、関係機関との協議や、地質調査等を行った上で、各種基準や規定に基づいた安全な設備設計を実施します。具体的には、植栽等による造成面の保護や、排水設備を適切に設置・維持管理することを想定しています。</p> <p><再生可能エネルギー導入の目的について> 本事業は山林への風力発電機の設置となり、必要最小限の樹木の伐採が発生します。しかしながら、風力発電機は風速 3m/s 程度から発電を開始し、既存の発電電力量を風力発電機による発電電力量に置き換えることによる CO₂削減効果は、樹木の伐採による CO₂吸収量の減少を大きく上回るため、風力発電事業は気候変動の抑止に寄与するものと考えています。</p> <p>本事業は発電時に CO₂を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々には本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p> <p><土壌汚染について> 本事業エリアには「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域や形質変更時要届出区域に指定された区域はなく、有害物質の拡散が想定されないため、有害物質の環境アセスメントの評価項目として選定しておりません。風力発電事業における掘削は、主に表層部分である上、発生した土は場内の工事に活用する予定であり、沈砂池等の土壌の流出を防ぐ対策工事も適切に実施します。また、事業地に隣接する湯内川等では行政による水質検査が定期的に行われているため、検査結果で異常値がみられ、風力発電工場の起因が疑われる場合には、原因を調査し適切に対応します。</p> <p><水環境について> 海域については、その上流となる周辺河川において調査を行い、河川への影響予測及び評価を実施します。また、本事業における樹木の伐採は必要最小限に抑えるよう事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表 (29) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>(続き)</p> <p><農業について> 全国各地の農地周辺で風力発電所が運用されていますが、現時点で、風力発電所の設置が農業に悪影響を与えた事例は確認出来ていません。引き続き、知見の収集に努めます。</p> <p><健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p><騒音・低周波音(動物)について> 騒音・低周波音による動物への影響については、科学的根拠のある情報はないと認識しております。今後も最新の情報の入手に努めます。</p> <p><事業終了後について> 事業終了後については、風力発電機の総重量の 9 割を占める金属類等は適切にリサイクルするとともに、産業廃棄物は、可能な限り有効利用に努め発生量を低減します。なお分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理業者に委託し、適正に処理します。</p>

第 2-1 表 (30) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
53	<p>風車の建設によって、住み慣れた地域の景観が変わり、動物の生態系にも影響が出ると思われ、我々の生活環境も著しく変化が出ると思われる。近くに建設される事によって騒音や低周波等の健康被害も懸念され、近隣に暮らす我々にとって、風車のメリットが全く見当たらない。</p> <p>この様に考える人々が多々おり、その人たちの同意なくしての建設は許される事ではないと考えよ。</p> <p>我々の住み慣れた生活環境を奪うのはやめて欲しい。</p>	<p><景観について></p> <p>景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><動物・植物・生態系について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>

第 2-1 表(31) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
54	<p>都市から移住してきた者として、この土地の景観が変わってしまうのはやはり嫌です。子ども達もこの自然豊かな土地でのびのび育ってきました。ここで生まれ育った子ども達にとっては大切なふるさとです。このままの状態を残していきたいと思っています。また、この地域では農業を営む人々も多く、風車が建つことによりこれまでと違った被害が出ないか心配です。野生動物と人の距離が近くなるのも危険です。この地域はスクールバスで1軒ずつにバスが停まります。それは子どもをクマから守るためです。今でさえそのような状態なのに、風車が建ってしまうとクマが民家の方へ降りてきます。子どもに何かあってからでは遅いのです。低周波音による健康被害や水質悪染、土砂崩れ等不安要素はたくさんあります。</p> <p>メリットとデメリットを考えると、どうしてもデメリットの方が大きいように感じます。そうまでしてでも余市に建てたいというのはデメリットを考えた上で人工の少ない地域だからなのでしょう。確かに人工は少ないですが、そのおかげで自然が多く残っている豊かな土地となっています。風車を建てるために木を切るなんて意味があるのでしょうか？20年で廃棄物となるのに。</p> <p>木はもつとずっと長生きしますし、木がないと自然は循環しません。</p> <p>一部の人達のための風車はこの土地には必要ありません。</p> <p>利権もあってやめられないのかもしれませんが、風車を反対している国や地域の事ももっと調べてみてください。</p> <p>日本のどこにだって必要のないものです。余市だけではなく日本に風車はいりません。</p>	<p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><農業について> 全国各地の農地周辺で風力発電所が運用されていますが、現時点で、風力発電所の設置が農業に悪影響を与えた事例は確認出来ていません。引き続き、知見の収集に努めます。</p> <p><獣害について> 獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p> <p><健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p><水環境について> 土地の造成等による濁水については、周辺の河川の流域調査を行い、造成により河川への水の流れを変えないような設計を実施します。また、本事業では地下水脈に影響を与えるような大規模改変は行わない計画ですが、水脈に影響を与えないよう関係機関と協議の上、適切に工事を実施します。</p> <p><土砂災害について> 土砂災害については、環境影響評価とは別に、関係機関との協議や、地質調査等を行った上で、各種基準や規定に基づいた安全な設備設計を実施します。具体的には、植栽等による造成面の保護や、排水設備を適切に設置・維持管理することを想定しています。</p> <p><再生可能エネルギー導入の目的について> 本事業については、山林への風力発電機の設置となり、必要最小限の樹木の伐採が発生します。しかしながら、既存の発電電力量を風力発電機による発電電力量に置き換えることによるCO₂削減効果は、樹木の伐採によるCO₂吸収量の減少を大きく上回るため、風力発電事業は気候変動の抑止に寄与するものと考えています。</p>

第 2-1 表 (32) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>(続き)</p> <p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
55	<p>自然林を保全することは重要です。動植物の生活圏を保障するものです。また、それに恩恵を受ける人々の水、海の保全にかかせないものです。さらに、目に見えない周波が人々の被害、また、家畜や農作物への影響が心配されます。これらのこと事を考えれば、ウインドファームの事業を中止することを願います。</p>	<p><植物について></p> <p>自然度の高い植生エリアを回避するため、最新の航空写真および植生調査（優占種調査）に基づき植生判読を実施した上で植生図を作成し、それに基づき可能な限り回避するよう対象事業実施区域の見直しを行いました。</p> <p>今後実施する詳細な植生調査結果に基づき、専門家によるご意見等も参考に予測及び評価を行い、具体的な事業計画を検討します。</p> <p><動物・植物・生態系について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><水環境について></p> <p>海域については、その上流となる周辺河川において調査を行い、河川への影響予測及び評価を実施します。また、本事業における樹木の伐採は必要最小限に抑えるよう事業計画を検討します。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年）によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみならずの不安の払しょくに努めます。</p> <p><畜産・農業について></p> <p>全国各地の農地周辺、国内外の牧場で風力発電所が運用されておりますが、現時点で、風力発電所の設置が農業、畜産業に悪影響を与えた事例は確認出来ていません。引き続き、知見の収集に努めます。</p>

第 2-1 表 (33) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
56	<p>①景観について。くだものとやすらぎの里「仁木」にとって、町内から見える風車は、異和感があり、美的にも好ましいものではありません。</p> <p>②農業への影響について。虫媒花となる昆虫の激減、渡り鳥のバードストライク、鳥獣が古平・余市を越えて仁木に侵入します。三町揃って外さねばなりません。</p> <p>③風車病について。10km 離れても、超低周波の害は仁木町民に及びます。即時撤退すべきと主張します。</p>	<p>① <景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p>② <農業について> 全国各地の農地周辺で多くの風力発電所が運用されていますが、現時点で、風力発電所の設置が農作物に悪影響を与えた事例は確認出来ていません。引き続き、知見の収集に努めます。</p> <p><動物・植物・生態系について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、渡り鳥のバードストライクを含む動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><獣害について> 獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p> <p>③ <健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>

第 2-1 表 (34) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
57	<p>1. 景観が悪くなる。</p> <p>2. クマやシカなどの獣害が多発する可能性が大きい</p> <p>3. 低周波、超低周波の影響は 20km 先まで届くと言われているので健康被害、農業被害が心配</p> <p>4. 関西電力のやることは、すべて信用できない。</p> <p>5. 生態系がかく乱されると、山や川はつながっているもので、余市のことも仁木のことも運命共同体で、他山の石ではなく、絶対反対です。</p>	<p>1.</p> <p><景観について></p> <p>景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p>2.</p> <p><獣害について></p> <p>獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p> <p>3.</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p> <p><農業について></p> <p>全国各地の農地周辺で多くの風力発電所が運用されていますが、現時点で、風力発電所の設置が農作物に悪影響を与えた事例は確認出来ていません。引き続き、知見の収集に努めます。</p> <p>4.</p> <p><開発検討の考え方について></p> <p>本事業の開発検討に際しては、地域のみなさまや関係行政機関からご意見を賜りながら、環境保全に十分配慮した発電所の開発を目指したいと考えています。</p> <p>5.</p> <p><動物・植物・生態系について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表 (35) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
58	<p>前回住民説明会に参加しました。風車が 20 年経過後撤退の際、原状回復の事をご説明していただきましたが、全く不十分だと思いました。話によると 10 年～20 年ぐらいで森林が戻るよう樹木を選定して植えると言っていますが、自然度 9～10 の植生になるには数百年必要なんです。それも切土をしたり、地形を変えて、元に戻せると考える自体が浅はかです。自然を舐めています。本当に自然生態を理解している説明ではありませんでした。あの説明で住民にしっかり向き合って説明したとは到底言えません。誰も納得できません。仁木、余市、古平の自然は全国的にもとても貴重です。風車建設はあきらめてください。</p>	<p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、今後の詳細な現地調査結果に基づき、自然度 9～10 に該当する重要な種及び重要な群落への影響を回避又は低減を検討します。 本事業地は国有林が大部分を占めておりますが、事業終了後の現状復旧方法については、北海道森林管理局及び石狩森林管理署、その他地権者と協議を進めていきます。</p>
59	<p>風車が建つと家から見えます。仁木、余市の自然環境に惹かれ移住してきました。自然度が高い森林を破壊し、毎日見たくもない風車と暮らしていくことは考えられません。 毎日が苦痛になります。この場所は外灯が少なく、夜は星がきれいに見えます。 風車が建つと夜中、風車の航空障害灯が見えます。リビングからずっと見えます。本当にいやです。精神的苦痛です。 私たちの穏やかな暮らしを奪うのはやめてください。環境を考えるなら、風車建設をあきらめることが一番です。</p>	<p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。 <航空障害灯について> 風力発電機の航空障害灯については、航空法により設置が義務付けられています。設置にあたっては、事前に関係機関と相談・調整のうえ、適切な航空障害灯を選定するとともに、設置する灯火は必要最低限とし、環境配慮に努めます。</p>
60	<p>前回の方法書の住民説明会では、住民の多くが不満をもっています。記者を入れず、住民の声、発言を許さないやり方で誰が納得しますか？ これで関電さんは住民説明会を開いたので、住民の人たちと向き合っていると考えないでくださいね。 これはかなりの問題だと思いますよ。 住民を舐めるのもいい加減にしてください。 住民が発言できる対等な意見交換ができる場を要望します。</p>	<p><住民説明について> 方法書に係る住民説明会については、一人でも多くの参加者から幅広いご意見をいただくこと、また限られた時間の中で、質問内容の重複を避け、より多くのご質問に回答することを目的として、記入方式により実施しました。また、説明会終了後も、回答に疑義がある方や追加でご質問がある方については、会場で時間の許す限り参加者からのご質問を受け付け、回答しました。 報道機関のみなさまには、冒頭の事業概要説明のみ公開とし、質問者の映像が撮影される虞があるため参加者のプライバシーに配慮し質疑応答中については非公開としました。 また、風車設置想定範囲近傍の自治会においては、これまでも自治会単位での対話会の場を設けていただいております。引き続きそのような形でも意見交換等を行いたいと考えています。</p>

第 2-1 表 (36) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
61	<p>古平・余市ウィンドファーム事業を完全撤回して下さい。もし風車が建設されれば仁木町のあらゆる場所からも、風車が目に入ります。広い空、静けさ、生態系の豊かさ…様々なこの地域のすばらしさが感じられる景観が風車によって台無しになります。この景観こそが地域の財産です。これ以上の電力は必要ないし風車も必要ありません。</p> <p>尚、この事業の環境影響評価方法書について寄せられた意見は、誰もがアクセスできるよう公開して頂きたいです。</p>	<p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><再生可能エネルギー導入の目的について> 本事業については、発電電力量を増やす目的ではなく、温室効果ガスの低減を図るため、低炭素電源に置き換えることを目的としています。そのために発電時にCO₂を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々对本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p> <p><意見書の公開について> 意見書箱への投函や郵送、WEB フォームからいただいた意見については、環境影響評価手続きの中で、ご意見の概要と事業者の見解を作成し、経済産業大臣へ提出することが義務付けられています。経済産業省による方法書の審査の中で、提出した意見と事業者見解はホームページに掲載されるとともに、事業者としても準備書に掲載します。</p>
62	<p>大好きな山に風車たてないで 風車たったらめざわり。 自然の景色こわしちゃだめ。 私たちのふるさと、うばわないで 古平・余市ウィンドファーム事業反対！</p>	<p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
63	<p>「(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業」の計画地は仁木町内からも視界に入ります。2年前仁木町、余市、古平の景観に惹かれ、移住を決め、引越してきました。人間の都合で軽々しく、大自然を破壊するなんて身勝ってすぎる。観光業、栄んな古平・余市・仁木なので、風車を建設されれば産業もなりたたなくなってしまう。計画は、全面撤回を求めます。</p>	<p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表 (37) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
64	<p>仁木町の子育て世代です。子供たちに、ふるさとの美しい山々、大自然、この景観を残していきたいので、古平・余市にも建てないで下さい。 風力発電計画には断固反対です。</p>	<p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
65	<p>東町に住んでおります。風力発電計画地に建設した場合、余市、古平のみとなっても、家からしっかり見えます。美しい雄大な山並と、広い空をけがす、風力発電は、景観の面で大きな損害です。 観光客が減ってしまいます。 古平・余市ウインドファーム事業は全面撤退を希望します。</p>	<p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
66	<p>自然度が高い森林が伐採され、動物たちの食べものがなくなり、里に降りてくるのが目に見えています。ただでさえ獣害で悩まされている中で、これ以上被害が大きくなるのは耐えられない。 農家では死活問題なんです。 この豊かな自然環境を残してください。 風車は私たちの町にはいりません。</p>	<p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><獣害について> 獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p>

第 2-1 表 (38) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
67	<p>(仮称) 古平・余市ウインドファーム事業に断固反対致します。建設予定地の大半は国有林です。国有林は一企業の金もうけの為に開発する事は許されません。国民ひとりひとりの貴重な財産です。仁木町からは風車が目に入り、景観が台無しです。自然度の高い手つかずの自然を開発し、その後原状復帰させる事は不可能です。絶対に開発はやめて下さい。</p>	<p><再生可能エネルギー導入の目的について> 本事業については、発電時に CO₂ を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々に本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p> <p><森林・自然環境について> 対象事業実施区域の多くが国有林のため、所轄の北海道森林管理局や石狩森林管理署とは情報提供を含めた事前協議を実施しています。事業終了後の現状復旧方法についても、引き続き協議します。</p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>
68	<p>環境・景観について 北海道が調べた道内観光客の観光動態によると、旅行の目的の Top10 に『自然鑑賞』が入ります。私が暮らす『果物とやすらぎの里』仁木町は、令和元年度時点で 23 万 1,600 人の観光客が訪れた、観光の街です。今回事業を計画している風力発電は自然ではありません。観光客は、仁木町フルーツパークや各観光果樹園での自然景観を感じ、楽しみに来るのです。風力発電の設備が視える視えないの問題ではありません。自然は感じるものです。(仮称) 古平・余市ウインドファーム事業で、仁木町の環境・景観が保全できず、23 万 1,600 人訪れていた観光客が居なくなったら、貴社はどのように責任を取るつもりでしょうか？豊かな大自然を元に戻すのは、お金では解決できません。数百年、数千年という時間が必要です。あなたは数千年間、この大自然を壊した事に対して、償い続ける覚悟がありますか？ 仁木・古平・余市の観光資源である環境・景観を守るためにも、この地の豊かな大自然を守るためにも、貴社の(仮称) 古平・余市ウインドファーム事業計画の完全撤退をお願い申し上げます。</p>	<p><再生可能エネルギー導入の目的について> 本事業については、発電時に CO₂ を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々に本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p> <p><森林・自然環境について> 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><景観について> 景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p>

第 2-1 表 (39) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
69	<p>仁木町で開かれた方法書の説明会に参加しましたが、関西電力側の一方的な説明ばかりで全く誠意がありませんでした。</p> <p>個人のプライバシーを理由に（実際には氏名の公表もなく、その後のやりとりも拒否されプライバシー上の問題は全く無かった）、マスコミを締め出し、「全員の質問に答えるため…」と、同様の質問に対しても、何度も一方的な説明を繰り返し、参加者の反論を一方的にシャットアウトしました。</p> <p>時間かせぎをし、会場を片付け参加者の多くが帰った頃に、いくつかの反論に答えただけで、まあ、数々の問題を起こしている関西電力らしい、全く誠意のない対応でした。</p> <p>ずばり、関西電力が計画する仁木銀山の風車建設と「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業」に対し、断固反対し、完全撤退を要望します。</p> <p>再生エネルギー自体には反対しませんが、真のSDGsとは、大自然のバランスを壊さないことです。</p> <p>一度破壊した自然の復活には数百年かかります。また自然林の大規模な伐採と風車の騒音・低周波で人間よりも更に敏感なクマやシカなどの動物が山には住めず、人里においてきたり、鳥や虫にも影響があり、余市の風車であっても20kmも離れていない、仁木町の農業にも大きな影響があります。仁木町にとって決して景観上の問題だけではありません。</p> <p>また、「環境省」は風車病の訴えが余りにも各地で起こり、再エネの建設を進める上で障害になる…と規制緩和して、「再エネ特別措置法」の要件から外してしまい、実際に住民が被害を訴えても、企業も国も責任をとらなくて良いことになったが、それは決して風車病が無くなったわけではありません。私が住んでいる家も風車建設予定地から15km程の所で超低周波の影響は避けられないでしょう。</p> <p>今回の「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業」に断固反対です。</p> <p>また仁木銀山地区の風車建設に対しても断固反対します。</p>	<p><住民説明について></p> <p>方法書に係る住民説明会については、一人でも多くの参加者から幅広いご意見をいただくこと、また限られた時間の中で、質問内容の重複を避け、より多くのご質問に回答することを目的として、記入方式により実施しました。また、説明会終了後も、回答に疑義がある方や追加でご質問がある方については、会場で時間の許す限り参加者からのご意見を受け付け、回答しました。</p> <p>報道機関のみなさまには、冒頭の事業概要説明のみ公開とし、質問者の映像が撮影される虞があるため参加者のプライバシーに配慮し質疑応答中については非公開としました。</p> <p><森林・自然環境について></p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を行うことで、希少な動植物や生態系等の自然環境への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><獣害について></p> <p>獣害については、地域に獣害を助長するというご懸念があることは認識しているため、地域のみなさまのご懸念や既に顕在化している獣害対策の課題などをお聞きし、獣害対策の専門家の知見を取り入れながら、行政の取組みと連携して対応することを検討します。</p> <p><農業について></p> <p>全国各地の農地周辺で多くの風力発電所が運用されていますが、現時点で、風力発電所の設置が農作物に悪影響を与えた事例は確認出来ていません。引き続き、知見の収集に努めます。</p> <p><景観について></p> <p>景観については、今後、環境影響評価手続きを通して現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による景観の予測・評価を実施し、地域の眺望景観や景観資源への影響を回避・低減できるよう、事業計画を検討します。</p> <p><健康影響について></p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。</p>

第 2-1 表 (40) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
70	<p>①自然度の高い高山植物を多く確認したため、仁木・共和町内での開発をとりやめ、余市・古平町内のエリアに縮小したというが、自然度の高い高山植物とは何か？また、その植物は余市・古平では発見されていないのか？発見されていないのであれば、何人で何時間かけてどのような手法で調査したのかご解答ください。</p> <p>②依然として事業計画区域のほとんどが、植生自然度 9 の保安林であり、貴社が本事業の目的として掲げる、地球温暖化防止と矛盾する可能性をはらんでいます。が、風力発電施設の建設により削減できるとする温室効果ガス量の予測値と実測値を、事業計画区域の森林をそのままにした場合との温室効果ガス吸収量を計算し、比較、公表していく責務がある（国民の財産である国有保安林を解除して事業を行う等の理由により）と考えられます。上記数値を算出し公表していくお考えはありますか？無い場合は、その理由をご解答ください。</p> <p>③鳥獣保護区との重複を避けたということですが、エリアとしてはこの事業計画区域と一つづきの森林であり、重複していないからといって、影響がないとは言えないと考えます。地球環境保全が温暖化防止のためにも重要なことは貴社と共有できる認識でしょうか？地球カンキョウ保全には種の多様性の保護も当然含まれます。</p> <p>ニセコ積丹小樽海岸国定公園と余市鳥獣保護区、特別保護地区の間の森林を大きく改変し、風車を建てる計画を進めることが、温暖化防止に悪影響を与えないと判断した経緯をご解答ください。</p> <p>④余市町から事業計画区域に資材搬入するルートとして、1 カ所目に余市紅志高校、森のようちえん近くの道、2 カ所目に西中学校・養護学校近くの道を予定していると図から読み取りました。</p> <p>両方ともに、崩壊土砂流出危険地区の指定があり、1 カ所目には急傾斜地崩壊危険区域、2 ヶ所目には地すべり危険箇所の指定があります。</p> <p>以前、他の風力発電計画の説明会（（仮称）北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書法定説明会、2023 年 2 月、双日株式会社）において、工事中に 10 もの関係車両が 1 日最大 257 台通行しそれが 13 ヶ月稼動するとありました。（コンクリートミキサー車だけで）規模が異なるため単純にはあてはめられないとは思いますが、本計画でも同じ程度の風車を建てることから、上記危険地区・危険箇所を 10 t の車両がひんぱんに往来すると予想します。</p> <p>上記危険地区・危険箇所を、対象事業実施区域に含めることにした理由と、地域住民、特に余市紅志高校・森のようちえん、西中学校、養護学校関係者の安全を守れると判断した理由について、ご解答ください。</p> <p>⑤環境影響評価項目の水環境について、余市川の調査はしなくてよいと判断した理由をご解答下さい。</p> <p>また、本事業計画区域は海に近く、海水調査も必要であると考えます。海水調査を必要なしとした理由についてもご解答ください。</p>	<p>①<事業計画（植物）について></p> <p>当該地域で、自然度の高い高山植生としてハイマツ群落があげられます。配慮書から方法書にかけての検討において植生の概略調査を実施し、余市町内および古平町内のハイマツ群落が確認された場所についても、対象事業実施区域内から除外しています。</p> <p>②</p> <p><温室効果ガスの削減について></p> <p>温室効果ガスの排出削減量については、今後、風車の仕様を決定したのちに試算を行い、結果を準備書に掲載します。</p> <p>③</p> <p><事業計画（事業エリア）について></p> <p>方法書段階において、鳥獣保護区や国定公園などの自然公園区域とあわせ植生自然度の高いエリアを可能な限り避けて事業エリアを検討しました。今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めます。</p> <p><温室効果ガスの削減について></p> <p>本事業については山林への風力発電機の設置となり、必要最小限の樹木の伐採が発生します。しかしながら、既存の発電電力量を風力発電機による発電電力量に置き換えることによる CO₂削減効果は、樹木の伐採による CO₂吸収量の減少を大きく上回るため、風力発電事業は気候変動の抑止に寄与するものと考えています。</p> <p>④</p> <p><事業計画（交通ルート）について></p> <p>ご指摘の資材搬入ルートについては、道道 228 号線および国道 229 号線を指していると理解しますが、これらの既存道路は対象事業実施区域に含んでおらず、現時点で、これら既存道路の一部に重複している地すべり危険箇所等の改変は予定していません。</p> <p>⑤</p> <p><水環境について></p> <p>余市川の集水域に対象事業実施区域が含まれないことから、余市川への濁水の流入等の影響は無いと考えられます。このため、本事業においては余市川に調査地点を設けていません。また、本調査では、対象事業実施区域を集水域に含む全ての河川に調査地点を設けており、事業による水質への影響予測を行います。海域の上流側である河川に調査地点を設けているため、海域に調査地点は設定していません。</p>

第 2-1 表(41) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>(続き)</p> <p>⑥騒音・振動・超低周波調査について 超低周波による健康被害は個人差があり、測定方法によっても数値が変わるため、風車による騒音と健康被害の因果関係が被害者が証明するには多大な費用と労力が必要となり、負担が少なくないと考えます。また、超低周波音と健康被害の因果関係は今現在解明中であり、風力発電が発する超低周波音では健康被害はおこらないとする環境省の見解を採用する貴社の対応では、風車と共存を強いられる地元住民に対する保障が不十分だと考えます。 超低周波音を含む騒音・振動による健康被害を訴える者に対して、具体的にはどのような対応を想定し、そのための費用をどの程度見積り準備していますか。</p> <p>⑦風車稼働後の跡地の原状回復について 2023年12月17日の説明会で、苗木を育てて植林し、20年である程度の樹林になると説明がありました。 原状回復とは、国定保安林に指定される森林に戻すことを意味すると理解しますが、苗木を育てて植林をする20年間風力発電事業跡地の所有者は誰になりますか。 植林後、元と同じ保安林に指定されなかった場合、原状回復されなかったと言えますが、その時の回復されなかったことによる損失は具体的にどのように、誰に対して補償されますか？原状回復されることが一番ですが、何らかの理由で原状回復されない可能性も十分に考えられることから、国民の財産である保安林を解除して貴株式会社が使用し利益を得る事業計画である以上、現段階で補償についてのお考えをご解答ください。</p>	<p>(続き)</p> <p>⑥ <健康影響について> 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。また、稼働後、騒音・低周波音によると疑われる健康被害の訴えがあった場合には、ヒアリング等による発生の状況、影響の程度、発生時の風車の稼働状況及び気象状況等の調査を実施し、その結果を踏まえ専門家の助言も踏まえながら必要な対策を検討します。</p> <p>⑦ <事業計画(現状復旧)について> 本事業地は国有林が大部分を占めていますが、事業終了後の現状復旧方法については、北海道森林管理局及び石狩森林管理署、その他地権者と協議を進めていきます。</p>

第 2-1 表(42) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
71	<p>【意見の理由】</p> <p>一点目 積丹半島の地質です、現地は、新第三紀火山砕屑岩、第四紀火山で、岩盤等級分級基準 A・B・C(CH・CM・CL)・D 新第三紀火山砕屑岩・第四紀火山は最下位でもろい峰を腐葉土が守っているのが現実ですこと。</p> <p>二点目 山は、千万年と言う長い年月をかけて、腐葉土が保水力を作って山の崩壊を防いでおります、それでも時には崩壊し被害を与えております。</p> <p>三点目 代替エネルギーの目的が経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部から示され、自然破壊をし、災害や健康被害の危険を冒してまで作る必要理由は、見当たりません。</p> <p>四点目 低周波・超低周波音の被害度の認識が以前は、被害なしから、2015 年頃を境に、学術的にも、司法的にも認知度が増え、このままですと、水俣病をしのぐ公害病の認定が定着し、一大公害賠償事犯になることが明らかですので、中止し、合成燃料、大阪ガスの合成メタンで電力の地産地消をお勧め致します。</p> <p>五点目 風力発電の健康被害は、稼働後三年後くらいから発病し、住民の三割、風車からの距離一五 km くらいがピークで約三倍になり、二〇km まで及ぶことがフィンランドの研究で判明しました。</p> <p>六点目 フィンランドの測定から、風車から出る低周波パルスが測定される典型的な距離は風車からおおむね 15～20 キロであり、低周波はあらゆる環境でも到達することがわかったことと、アメリカの研究によると、低周波は、条件がよければ 90 キロ離れた地点にも到達することが判明しました。</p> <p>七点目 スウェーデン、ゲーテボルグ大学のエジャ・ペダーソン博士らは、地形や都市化の程度が異なる 7 か所で疫学調査を実施し、平地よりも山間地など地形が複雑な地域では風車音が気になると訴える率が有意に高くなった(オッズ比 4.8 倍)と報告しています。</p> <p>八点目 日本の規制は、いい加減で、欧州で 2019 年に建設された洋上ファームの平均離岸距離は 35km で平均でも領海(沿岸基線から 12 海里以内または約 22.2km 以内)外側の EEZ(排他的経済水域)に位置しており、平均水深は 33m であったが、日本では、日本大学の町田信夫名誉教授の令和元年一月二六日発表の「風力発電施設における騒音及び超低周波音について」の報告書により 2 km となり、千二百 KW 以上が稼働します、必ず被害者が出ては、頼みかむりし皆様に損害賠償の責任が生じます事を肝に銘じてください。</p> <p>九点目 二〇一五年を境に、国はともかく、学術的、司法的に被害を認定方向に進んで来ております。</p>	<p>一点目 ＜事業計画(基礎地盤)について＞ 本事業エリアの地質については、文献調査を実施しており、主に火山性の岩石が多いとされています。実際の地質については、今後のボーリング調査で把握し、設計に反映します。</p> <p>二点目 ＜土砂災害について＞ 土砂災害については、環境影響評価とは別に、関係機関との協議や、地質調査等を行った上で、各種基準や規定に基づいた安全な設備設計を実施します。具体的には、植栽等による造成面の保護や、排水設備を適切に設置・維持管理することを想定しています。</p> <p>三点目 ＜再生可能エネルギー導入の目的について＞ 本事業については、発電時に CO₂ を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。地域のみなさまをはじめとした多くの方々に本事業に対するご理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p> <p>四点目、五点目、六点目、七点目、八点目、九点目、十点目、十一点目 ＜健康影響について＞ 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年)によると、「これまでに得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とあります。今後の環境影響評価手続きの中で、騒音及び超低周波音に関する現地調査、予測及び評価を実施し、地域のみなさまの不安の払しょくに努めます。また、稼働後、騒音・低周波音によると疑われる健康被害の訴えがあった場合には、ヒアリング等による発生の状況、影響の程度、発生時の風車の稼働状況及び気象状況等の調査を実施し、その結果を踏まえ専門家の助言も踏まえながら必要な対策を検討します。</p>

第 2-1 表(43) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>(続き)</p> <p>十一点目 現在の貧困な行政の下で風力発電等を乱立すると、水俣病（3000人弱）裁判の想像を絶する何百倍の公害裁判として皆様の責任として帰ってまいります。</p> <p>十一点目 環境省「平成 22 年度移動発生源の低周波音等に関する検討調査等業務報告書」には次のように記載されています、「これまでの知見によれば、低周波音曝露による健康影響が出やすい人の特徴として、・精神的疾患を有する人あるいは精神疾患の気質を有する人・その他の身体疾患を有する人・強いストレスを受けている人とありますが、余市町富沢地区、豊丘地区、古平町や建設予定地近くには、老人施設、知的障害者施設や学校などがあり健康被害が危惧されます。</p> <p>十二点目 大阪ガスの合成メタンや合成燃料の導入により発電の地産地消が出来、総発電量の 3.4%、火力発電所 7ヶ所分と言われるロスが無くなり、先進企業としての地位を築き、貴社の末代の発展に寄与すること間違いありませんので、進路を間違われないことを祈るものです。</p> <p>十三点目 いつまでも、風力発電に拘らず再生可能エネルギーのエキスパートになり、日本の電力をリードする道を期待します。</p>	<p>(続き)</p> <p>十二点目 ＜温室効果ガスの削減について＞ メタネーション技術が検討されていることは認識していますが、政府として 2040 年に脱炭素で温室効果ガス排出実質ゼロを掲げており、本事業も目標達成に向けて開発を検討していきます。</p> <p>十三点目 ＜電源構成について＞ 弊社は、S（安全確保）+3E（安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保、経済性、環境性）の同時達成が重要と考えており、我が国のエネルギー自給率は極めて低いことから、エネルギー源の多様性確保が基本であると考えています。引き続き、風力発電を含めた多様な再生可能エネルギーの開発を検討します。</p>
72	<p>貴社で古平・余市ウインドファームを建設計画について一言申し述べます</p> <p>国は狂ったように再生可能エネルギーの導入に奔走し、冷静な判断が出来ない所まで来ているとお見え受けします</p> <p>現在の狂気の設置は必ず公害を招きます、貴社の情報収集力は抜群ですので風力発電所の先進地の状況はご存知のことと思います</p> <p>国の狂気に乗りますと付けは国より弱い所につけが廻ってきます、現状を冷静にご理解の上、お利巧さんに回りませんか、期待しております</p> <p>再生可能エネルギーの合成メタン・合成燃料の導入先駆者となり、国民を災害から守る企業、国民を病から守る企業、自然を守る企業として、いち早く国民の信頼を取り付ける企業として更なる成長に箔をつけてください</p> <p>風力発電は、百害あって一利なしです 貴社の賢明な判断を信じております</p>	<p>＜再生可能エネルギー導入の目的について＞ 本事業については、発電時に CO₂ を排出せず、枯渇しない純国産である再生可能エネルギーの事業として地球温暖化防止やエネルギー自給率向上への寄与を目指して取り組むものです。</p> <p>メタネーション技術が検討されていることは認識していますが、2050 年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す政府目標の達成に貢献すべく、本事業についても事業検討をすすめたいと考えます。</p> <p>＜環境影響全般について＞ 本事業における環境影響については、今後、環境影響評価手続きを通して、現地調査、予測及び評価を実施し、適切に環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めるとともに、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p>

第 2-1 表(44) 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
73	<p>■路網と風車</p> <p>沖村川の上流、左股沢と右股沢の出合いの少し下流を横断する形で対象事業実施区域が設定されています。湯内岳から北方に伸びる稜線と古平牧場のある台地を結ぶ道路であると推察します。この辺りの沖村川の両岸は急傾斜地であり、傾斜角で 35 度以上斜面が広く分布します 1)。この道路は冬季は雪崩れの危険があり使用不可能でしょう。また、大雨、雪崩ですぐに壊れると思います。さらに、土砂災害を引き起こす可能性が大きいと思います。このような危険な道路は作らないでください。</p> <p>左股沢と右股沢の上部に対象事業実施区域が設定されています。これは沖村川林道を整備した道路であると推察します。この道路はほぼ 100%地すべり地形を横断していませんか。実際長い間通行止めになっているのではないのでしょうか。法面保護や構造物で補強したとしても、大雨、地震、雪崩等で壊れ、長期間使えなくなる可能性は大きいと思います。さらに道路が地すべりや土石流などの土砂災害の起点となっている例は枚挙にいとまがありません。このような危険な道路は作らないでください。</p> <p>古平町の丸山(604.9m)の北東斜面、北西斜面及び北に伸びる稜線は全て地すべり地形です 2)。このように危険な場所に、道路や風車を設置しないでください。</p> <p>湯内岳から北東方向に伸びる稜線及び支稜線に風車及び道路が設置される計画です。ここは全域が「土砂流出・崩壊防備エリア」です 3)。この稜線及び支稜線の両側は遷急線です。遷急線とは傾斜が急になる点を結んだ線、いわゆる山の肩と呼ばれるところです。さらにこの稜線及び支稜線の直下には 0 次谷が多く存在します。0 次谷とは、表土が厚く雨水が集まりやすい凹斜面のことです。「0 次谷の中でも、特に遷急線付近が崩壊の発生場となることが多いといわれています」 4)。</p> <p>また、湯内岳から北東方向に伸びるこの稜線付近は角礫岩の上に安山岩が乗っている地層構造であり、深層崩壊が起こりやすい地形です。この稜線及び支稜線上の木々を伐採し道路や風車を設置することは、土砂災害の素因を作ることです。4)にも「伐採により、土砂流出・崩壊のおそれがある林分等は禁伐」とあります。計画の撤回を求めます。</p> <p>1) 「全国傾斜量区分図(雪崩関連)」(国土地理院 gsi) 2) 「地すべり地形分布図」(防災科学技術研究所) 3) 「石狩空知森林計画区 第 6 次国有林野施業実施計画図」(林野庁) 4) 「国有林における林地保全に配慮した施業の手引き 令和 4 年 3 月」(林野庁国有林野部)</p>	<p><土砂災害について></p> <p>ご指摘の沖村川を横断する経路については、古平余市間を結ぶ送電線ルート候補の一つとして対象事業実施区域に含めており、道路用地としては想定していません。</p> <p>左股沢と右股沢の上部については既存林道を活用した管理道路のルートとして対象事業実施区域に設定しております。これらの区域における地すべり地形や土砂災害等防災計画に留意すべき地域での計画に際しては、現地踏査、地質調査、安定解析等を行い、関係機関と十分協議を行って設備設計を進めます。</p> <p>地すべり地形や、国有林の機能類型において土砂流出・崩壊防備エリアに分類されているエリアも含め、地質調査等を実施した上で災害防止機能を重視した検討を行い、各種基準や規定に基づいた安全な設備設計を実施します。また、関係機関とも協議を行って進めていきます。</p>

○北海道新聞小樽後志版による公告

・ 令和 5 年 11 月 22 日（水）、朝刊 15 面に掲載

〔(仮称)古平・余市ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書〕の縦覧及び説明会について

関西電力株式会社では、環境影響評価法に基づき、「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を次の通り実施いたします。

- 一、事業者の名称 関西電力株式会社
代表者の氏名 取締役代表執行役社長 森 望
- 二、対象事業の所在地 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号
対象事業の名称 (仮称)古平・余市ウインドファーム事業※
※配慮書段階までは「(仮称)古平・仁木・余市ウインドファーム事業」としていましたが、事業の名称を変更しました。
- 三、対象事業の種類 風力発電(陸上)
発電所の規模 最大発電出力 七万五千六百キロワット
対象事業実施区域 北海道古平郡古平町の北東及び余市郡余市町北西の山間部
- 四、環境影響を受ける範囲であると想定される地域
北海道古平郡古平町、余市郡余市町、余市郡仁木町、古平町役場、産業課、商工観光課
- 五、縦覧の場所 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
古平町役場 産業課、商工観光課
余市町役場 総合政策部、商工観光課
仁木町役場 住民環境課
- 六、縦覧の期間 令和五年十一月二十二日(水)から
令和五年十二月二十二日(金)まで
縦覧の時間 縦覧場所の開庁時間に準じます。
なお、縦覧期間終了後も令和六年一月十二日(金)まで閲覧いただけます。
電子縦覧 https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/newenergy/wind/project03.html
- 七、説明会の場所及び日時
・古平町複合施設かなえーる(地域交流センター大ホール)
令和五年十二月十六日(土) 午後五時から八時まで
・余市町中央公民館(大講堂)
令和五年十二月十七日(日) 午後一時から四時まで
・仁木町民センター(多目的文化ホール)
令和五年十二月十六日(土) 午前十時から午後一時まで
- 八、意見書の提出
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入の上、令和六年一月十二日(金)までに縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函いただくか、八の問い合わせ先にて郵送(当日消印有効)もしくは五の「電子縦覧」先のウェブフォームへご意見を入力ください。
- 九、問い合わせ先(意見書の提出先)
〒530-8270 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号
関西電力(株) 再生可能エネルギー事業本部 技術グループ
電話 090-6828-7109
問合せ時間 午前九時から午後五時
(土日、祝日、令和五年十二月二十九日、令和六年一月三日を除く)
ウェブフォーム [ウェブフォームによる問い合わせは、五の「電子縦覧」先](#)


○自治体広報誌に掲載したお知らせ

・広報ふるびら（令和5年12月号 No.577 P13）

「(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

関西電力株式会社では、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を次の通り実施します。

- 縦覧書類 (仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書
- 縦覧場所 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課 ・ 産業課商工観光係
- 縦覧期間 11月22日(水)から12月22日(金)まで
 - ※：縦覧場所の開庁日・開庁時間に準じます。
 - ※：縦覧期間終了後も令和6年1月12日(金)まで閲覧いただけます。


○電子縦覧  ※お問い合わせや本事業についてのご質問も受け付けております。

○意見書の提出
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入の上、令和6年1月12日(金)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、以下の問い合わせ先に郵送（当日消印有効）、もしくは上記「電子縦覧」先のウェブフォームへご意見を入力ください。

○説明会
場所：複合施設かなえーる 1階大ホール
日時：12月16日(土) 午後5時から8時まで
※本説明会は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく説明会としても位置づけております。

◇お問い合わせ先
〒530-8270 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株 再生可能エネルギー事業本部 技術グループ
☎090-6828-7109
午前9時から午後5時(土、日、祝日、12月29日～令和6年1月3日を除く)

<対象事業実施区域>



= 募集・お知らせ =

縦覧書類：（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書

縦覧場所：後志総合振興局環境生活課
余市町商工観光課

縦覧期間：12月22日（金）まで
※縦覧場所の開庁日・開庁時間に準じます。

※縦覧期間終了後も1月12日（金）まで閲覧できます。

電子縦覧：https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/newenergy/wind/project03.html

意見書の提出：

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入の上、1月12日（金）までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、問合せ先に郵送（当日消印有効）、もしくは「電子縦覧」先のウェブフォームへご意見を入力ください。

説明会の場所及び日時：

中央公民館（大講堂）

12月17日（日）午後1時～4時

※本説明会は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく説明会としても位置づけています。

「電子縦覧」先のウェブフォームからも問合せできます。

なお、本事業についてのご質問も同ウェブフォームにて受付けています。

問合せ：関西電力（株）再生可能エネルギー事業本部技術グループ
☎090-6828-7109
〒530-8270

大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号



環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催

11月下旬にダイレクトメールにて各戸配布しましたお知らせの通り、関西電力株式会社では、環境影響評価法に基づき、「（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧を次の通り実施しています。また説明会を次の通り実施します。



「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

お問い合わせ先
関西電力(株)再生可能エネルギー事業本部技術グループ
☎090-6828-7109

令和5年11月下旬にダイレクトメールにて各戸配布しましたお知らせのとおり、関西電力株式会社では、環境影響評価法に基づき、「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧を次のとおり実施しています。また説明会を次のとおり実施いたします。

※配慮書段階までは「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」としていましたが、事業の名称を変更しました。

- 縦覧書類
 (仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書
- 縦覧場所
 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
 仁木町役場 住民環境課
- 縦覧期間
 令和5年11月22日(水)～12月22日(金)まで
 ※：縦覧場所の開庁日・開庁時間に準じます。
 ※：縦覧期間終了後も令和6年1月12日(金)まで閲覧いただけます。
- 電子縦覧
 https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/newenergy/wind/project03.html
- 意見書の提出
 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入の上、令和6年1月12日(金)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、以下の問い合わせ先に郵送(当日消印有効)、もしくは上記「電子縦覧」先のウェブサイトへご意見を入力ください。

- 説明会の場所及び日時
 仁木町民センター(多目的文化ホール)
 令和5年12月16日(土)午前10時～
- 問い合わせ先
 〒530-8270 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
 関西電力(株)再生可能エネルギー事業本部技術グループ
 電話：090-6828-7109
- 問い合わせ時間
 午前9時～午後5時(土、日、祝日、令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く)
 ※上記、「電子縦覧」先のウェブサイトからもお問い合わせいただけます。

対象事業実施区域



○北海道庁ホームページ（縦覧中画面）

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/113980.html

法84_（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業		
事業の概要		
事業名	（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業 ※配慮書の事業名：（仮称）古平・仁木・余市ウィンドファーム事業	
事業者	関西電力株式会社	
事業の種類	風力発電所	
事業の規模	最大75,600kW	
事業実施区域	古平市及び余市町	
関係市町村	古平市、仁木町及び余市町	
配慮書	公表日	令和4年(2022年)5月31日
	縦覧期間	令和4年(2022年)6月1日～令和4年(2022年)6月30日
	縦覧場所	古平市役場産業課 仁木町役場住民課 余市町役場経済部商工観光課 共和町役場企画探査課
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	説明会	
	一般意見提出期限	令和4年(2022年)6月30日
	知事意見	令和4年(2022年)9月12日 知事意見はこちら
	方法書	公告日 令和5年(2023年)11月22日 縦覧期間 令和5年(2023年)11月22日～令和6年(2024年)1月12日 縦覧場所 北海道後志総合探査局保健環境部環境生活課 古平市役場 産業課商工観光係 余市町役場 総合政策部商工観光課 仁木町役場 住民環境課 インターネットによる公表 事業者ウェブサイト 説明会 令和5年12月16日 10:00～13:00 仁木町民センター（多目的文化ホール） 令和5年12月16日 17:00～20:00 古平市複合施設かなえる（地域交流センター 大ホール） 令和5年12月17日 13:00～16:00 余市町中央公民館（大講堂） 一般意見提出期限 令和6年(2024年)1月12日 知事意見
準備書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
	説明会	
	一般意見提出期限	
	公聴会	
評価書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
事後調査報告書	公表日	
	公表方法等	

○古平町ホームページ（縦覧中画面）

<http://www.town.furubira.lg.jp/construction/detail.php?id=336>

「（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

● 環境影響評価方法書の縦覧について

関西電力株式会社では、環境影響評価法に基づき、「（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧を次の通り実施いたします。

※配慮書段階までは「（仮称）古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」としていましたが、事業の名称を変更しました。

縦覧書類

（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書

縦覧場所

北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
古平町役場 産業課商工観光係

縦覧期間

令和5年11月22日（水）から令和5年12月22日（金）まで

※縦覧場所の開庁日・開庁時間に準じます。

※縦覧期間終了後も令和6年1月12日（金）まで閲覧いただけます。

電子縦覧

● 電子縦覧先（関西電力のHPへジャンプします）

意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入の上、令和6年1月12日（金）までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、以下の問い合わせ先に郵送（当日消印有効）、もしくは上記「電子縦覧」先のウェブフォームへご意見を入力ください。

● 問い合わせ先

〒530-8270 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力(株) 再生可能エネルギー事業本部 技術グループ
電話 090-6828-7109
問合せ時間 午前9時から午後5時（土、日、祝日、
令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く）

※上記「電子縦覧」先のウェブフォームからもお問い合わせいただけます。
なお、本事業についてのご質問も同ウェブフォームにて受け付けております。

<対象事業実施区域>



○余市町ホームページ（縦覧中画面）

<https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/oshirase/2023/2023-1109-1547-19.html>

(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

[トップ](#) > [お知らせ](#) > [2023年度](#) > (仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

関西電力(株)が古平町および余市町で計画している風力発電事業について、環境影響評価法に基づく「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会が行われますので、以下のとおりお知らせします。

※配慮書段階までは「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」としていましたが、事業の名称が変更となっています。

環境影響評価方法書の縦覧について

○縦覧書類 (仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書

○縦覧場所 北海道後志総合振興局 保健環境部 環境生活課
余市町役場 総合政策部 商工観光課

○縦覧期間 令和5年11月22日(水)から令和5年12月22日(金)まで

※縦覧場所の開庁日・開庁時間に準じます。

※縦覧期間終了後も令和6年1月12日(金)まで閲覧いただけます。

○電子縦覧

https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/newenergy/wind/project03.html 

○意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入の上、令和6年1月12日(金)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、以下の問い合わせ先に郵送(当日消印有効)、もしくは上記「電子縦覧」先のウェブフォームへご意見を入力ください。

説明会の開催について

「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の説明会を開催いたします。

○説明会の場所及び日時 余市町中央公民館(大講堂) 令和5年12月17日(日)午後1時から4時まで

※本説明会は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく説明会としても位置づけております。

問い合わせ先

〒530-8270 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力(株) 再生可能エネルギー事業本部 技術グループ

電話 090-6828-7109

問合せ時間 午前9時から午後5時(土、日、祝日、令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く)

※上記「電子縦覧」先のウェブフォームからもお問い合わせいただけます。

なお、本事業についてのご質問も同ウェブフォームにて受け付けております。

<対象事業実施区域>



○仁木町ホームページ（縦覧中画面）

<https://www.town.niki.hokkaido.jp/section/jyuminka/irv9760000000mgv.html>

「仮称古平・余市ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

環境影響評価法に基づき、「（仮称）古平・余市ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会が実施されます。

【※配慮書段階までは「（仮称）古平・仁木・余市ウインドファーム事業」とされていましたが、事業の名称が変更されました。】

図書による「環境影響評価方法書」は、役場住民環境課に令和5年11月22日（水）から配置されます。

電子によるものは、リンク先を参照ください。

【写真で赤く着色されている場所が対象地です。】



ページ内目次

● 「仮称古平・余市ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について ● お問い合わせ先

「仮称古平・余市ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

■環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会が次の通り実施されます。

※配慮書段階までは「(仮称)古平・仁木・余市ウインドファーム事業」とされていましたが、事業の名称を変更されました。

- 縦覧書類 (仮称)古平・余市ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書
- 縦覧場所 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
仁木町役場 住民環境課
- 縦覧期間 令和5年11月22日(水曜日)から令和5年12月22日(金曜日)まで
※:縦覧場所の開庁日・開庁時間に準じます。
- 電子縦覧 下にある「電子縦覧・お問い合わせ先」のリンク先から縦覧できます。
※:縦覧期間終了後も令和6年1月12日(金曜日)まで閲覧いただけます。
- 意見書の提出
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入の上、令和6年1月12日(金曜日)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、以下の問い合わせ先に郵送(当日消印有効)、もしくは上記「電子縦覧」先のウェブフォームへご意見を入力ください。

■説明会の開催について

「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の説明会が開催されます。

○説明会の場所及び日時

仁木町民センター(多目的文化ホール)
令和5年12月16日(土曜日)午前10時から午後1時まで

■問い合わせ先

〒530-8270大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力(株式会社) 再生可能エネルギー事業本部 技術グループ
電話 090-6828-7109
問合せ時間 午前9時から午後5時(土、日、祝日、
令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く)
※「電子縦覧・お問い合わせ先」リンク先からもお問い合わせいただけます。

お問い合わせ先

● 電子縦覧・お問い合わせ先(外部サイト)

住所: 〒530-8270 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力(株式会社) 再生可能エネルギー事業本部 技術グループ
電話番号: 090-6828-7109

住民環境課 環境衛生係

住所: 郵便番号048-2492 北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1
電話番号: 0135-32-2513
ファクシミリ: 0135-32-2648
メール: jyumin02-niki@town.niki.hokkaido.jp

再生可能エネルギーへの取組み

風力発電

「（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

当社は2023年11月21日（火）に、環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書（以下、方法書）およびその要約書を経済産業大臣へ提出を行い、北海道知事に意見を求めました。提出した方法書およびその要約書を、環境影響評価法の規定に基づき公表及び縦覧を実施します。

○ 1. 方法書の公表

(1) 方法書

表紙と目次 [☞](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [☞](#)

第2章 対象事業の目的及び内容 [☞](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 [☞](#)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 [☞](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [☞](#)

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [☞](#)

第7章 その他環境省令で定める事項 [☞](#)

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [☞](#)

資料編 [☞](#)

(2) 方法書の要約書

要約書 [☞](#)

(3) 方法書のあらまし

あらまし [PDF 3.76MB] [📄](#)

方法書、要約書及びあらましは、意見募集期間を含む2023年11月22日（水）から2024年1月12日（金）の間中は閲覧可能です。ただし、方法書及び要約書はダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

○ 2. 方法書等の縦覧

(1) 縦覧場所

行政	場所
北海道	北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
古平町	古平町役場 産業課商工観光係
余市町	余市町役場 総合政策部商工観光課
仁木町	仁木町役場 住民環境課

(2) 縦覧期間

2023年11月22日（水）～12月22日（金）

但し、縦覧場所の開庁時間に準じます。

3. 意見書の提出

(1) 提出方法

環境保全の見地からのご意見がある方は、以下のいずれかの方法でご意見を提出いただけます。

・縦覧場所に備え付けた意見書箱へのご投函

・以下宛先への郵送

宛先：〒530-8270

大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号

関西電力株式会社

再生可能エネルギー事業本部 技術グループ

・電子システムによる提出

意見書の入力フォーム

(2) 提出期限

2024年1月12日（金）【郵送の場合は当日消印有効】

(3) 意見書

郵送または意見書箱への投函の場合は、以下の様式をお使いください。

意見書様式 [WORD 37.00KB] [📄](#)

4. 住民説明会

以下のとおり住民説明会を開催致します。

行政	場所	日時
古平町	複合施設かなえーる（地域交流センター）	12月16日（土）午後5時から8時まで
余市町	余市町中央公民館（大講堂）	12月17日（日）午後1時から4時まで
仁木町	仁木町民センター（多目的文化ホール）	12月16日（土）午前10時から午後1時まで

※本説明会は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく説明会としても位置づけております。

5. 事業名称の変更

本事業については、配慮書段階までは「（仮称）古平・仁木・余市ウインドファーム事業」としていましたが、事業の名称を変更したものです。

【問い合わせ先】

・関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 技術グループ

090-6828-7109

（土、日、祝日、令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く 午前9時～午後5時）

・お問い合わせフォームからのご質問、お問い合わせはこちら

○ダイレクトメール（余市町）

(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の 縦覧及び住民説明会について（ご案内）

余市町の皆様へ

令和 5 年 11 月下旬
関西電力株式会社

このたび、弊社が検討している「(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業」について、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 事業の概要

【事業の名称】 (仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業

【事業者名】 関西電力株式会社

【事業の種類】 風力発電（陸上）

【事業の規模】

風力発電機の単機出力：4, 200～6, 100kW 級

風力発電機の基数：最大18基

【対象事業実施区域】 北海道古平郡古平町の北東及び
余市郡余市町北西の山間部



2. 環境影響評価方法書の縦覧

【期間】 令和 5 年 11 月 22 日（水）から令和 5 年 12 月 22 日（金）まで

【時間】 縦覧場所の開庁時間に準じます

【場所】 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
余市町役場 総合政策部商工観光課

※縦覧内容は下記「電子縦覧」先でも公開します。また、方法書、要約書およびあらましは以下の 4.記載の意見募集期間を含む令和 5 年 11 月 22 日（水）から令和 6 年 1 月 12 日（金）の期間中は閲覧可能です。

電子縦覧：

https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/newenergy/wind/project03.html

3. 方法書住民説明会

【場所及び日時】

余市町中央公民館（大講堂）

令和 5 年 12 月 17 日（日）午後 1 時から 4 時まで

※本説明会は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく説明会としても位置づけております。

4. 意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入の上、令和6年1月12日（金）までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、以下の問い合わせ先に郵送（当日消印有効）、もしくは上記「電子縦覧」先のウェブサイトへご意見を入力ください。

【問い合わせ先】

〒530-8270 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力(株) 再生可能エネルギー事業本部 技術グループ
電話：090-6828-7109

【問い合わせ時間】

午前9時～午後5時（土、日、祝日、令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く）

※上記「電子縦覧」先のウェブサイトからもお問い合わせいただけます。

なお、本事業についてのご質問も同ウェブサイトにて受け付けております。

（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の 縦覧及び住民説明会について（ご案内）

仁木町の皆様へ

令和5年11月下旬
関西電力株式会社

このたび、弊社が検討している「（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業」について、環境影響評価法に基づき、「（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 事業の概要

【事業の名称】（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業

【事業者名】関西電力株式会社

【事業の種類】風力発電（陸上）

【事業の規模】

風力発電機の単機出力：4,200～6,100kW級

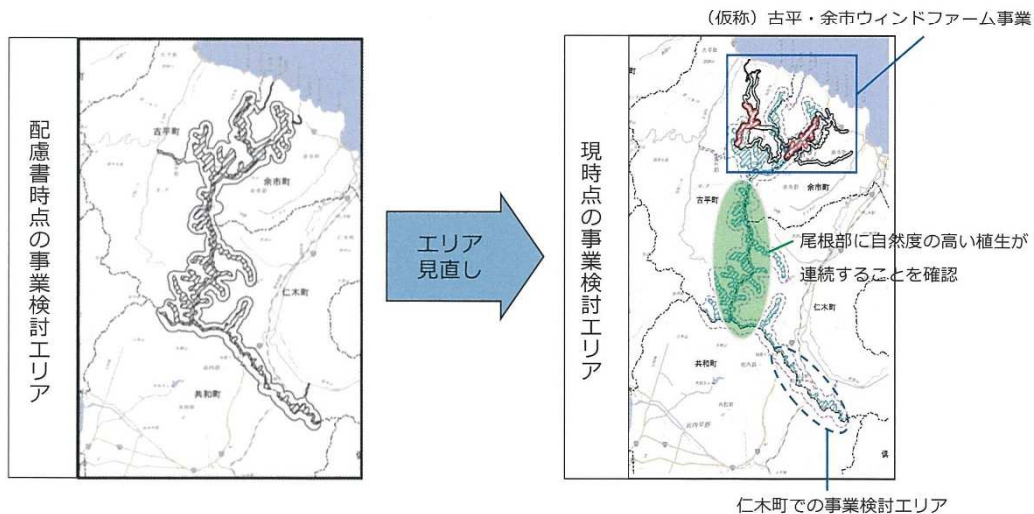
風力発電機の基数：最大18基

【対象事業実施区域】北海道古平郡古平町の北東及び
余市郡余市町北西の山間部



2. 本事業について

弊社は、令和4年5月に「（仮称）古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に係る計画段階環境配慮書を提出いたしました。その後の各種検討に基づいて事業検討エリアを見直した結果、地理的に離れた二つのエリアとなったこと等から、それぞれのエリアは別々の事業として検討することとし、このたび古平・余市エリアの事業について、「（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業」と名称を変更したうえで環境影響評価方法書を提出したものです。仁木町のエリアについては、引き続き事業可能性を検討してまいります。



3. 環境影響評価方法書の縦覧

【期間】令和5年11月22日（水）から令和5年12月22日（金）まで

【時間】縦覧場所の開庁時間に準じます

【場所】北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
仁木町役場 住民環境課

※縦覧内容は下記「電子縦覧」先でも公開します。また方法書、要約書およびあらましは以下の5.記載の意見募集期間を含む令和5年11月22日（水）から令和6年1月12日（金）の間中は閲覧可能です。

電子縦覧：

https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/newenergy/wind/project03.html

4. 方法書住民説明会

【場所及び日時】

仁木町民センター（多目的文化ホール）

令和5年12月16日（土）午前10時から午後1時まで

5. 意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入の上、令和6年1月12日（金）までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、以下の問い合わせ先に郵送（当日消印有効）、もしくは上記「電子縦覧」先のウェブフォームへご意見を入力ください。

【問い合わせ先】〒530-8270 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力(株) 再生可能エネルギー事業本部 技術グループ
電話：090-6828-7109

【問い合わせ時間】

午前9時～午後5時（土、日、祝日、令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く）

※上記、「電子縦覧」先のウェブフォームからもお問い合わせいただけます。